

令和5年第4回東大和市議会定例会会議録第22号

令和5年11月30日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	森田博之君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	高峰章君
14番	大川元君	15番	中間建二君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	佐竹康彦君	19番	東口正美君
20番	金井康哲君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

5番 早川美穂君

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（36名）

市長	和地仁美君	副市長	松本幹男君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	関田孝志君
市民環境部長	木村西君	子ども未来部長	志村明子君
地域福祉部長	伊野宮崇君	健幸いきいき部長	川口荘一君
まちづくり部長	金子秀之君	教育部長	小俣学君
企画政策課長	荒井亮二君	公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君
秘書広報課長	加藤泰正君	財政課長	鈴木俊也君

総務管財課長	関根 崇 君	契約検査課長	長瀬 正人 君
職員課長	高田 匡章 君	課税課長	星野 宏徳 君
納税課長	中野 哲也 君	産業振興課長	井上 昌弘 君
子育て支援課長	原 里美 君	生活福祉課長	青木 一麻 君
障害福祉課長	大法 努 君	地域包括ケア 推進課長	石嶋 洋平 君
介護保険課長	里見 拓美 君	保険年金課長	吾郷 真利 君
健康推進課長	幸村 有紀 君	都市づくり課長	稲毛 秀憲 君
まちづくり推進 担当課長	梅山 直人 君	土木公園課長	廣瀬 裕 君
道路交通課長	一ツ木 正美 君	下水道課長	畠山 輝 君
学校施設更新等 担当課長	中橋 健 君	生涯学習課長	岩野 秀夫 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 4 第 2 2 号同意 東大和市監査委員の選任について
- 第 5 第 5 7 号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例
- 第 6 第 5 8 号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 第 5 9 号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 第 6 0 号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 第 6 1 号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 第 6 2 号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例
- 第 11 第 6 3 号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 12 第 6 4 号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 13 第 6 5 号議案 東大和市民農園条例の一部を改正する条例
- 第 14 第 6 6 号議案 東大和市中企業勤労者生活資金融資条例を廃止する条例
- 第 15 第 7 2 号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理者の指定について
- 第 16 第 7 3 号議案 東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理者の指定について
- 第 17 第 7 4 号議案 庁舎非常用発電設備等更新工事請負契約について
- 第 18 第 6 7 号議案 令和 5 年度東大和市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 19 第 6 8 号議案 令和 5 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 第 2 0 第 6 9 号議案 令和 5 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 第 7 0 号議案 令和 5 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 2 第 7 1 号議案 令和 5 年度東大和市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 2 3 まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（東口正美君） ただいまから、令和5年第4回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（東口正美君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（東口正美君） ここで、欠席の届出について報告いたします。
早川美穂議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。

○議長（東口正美君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○15番（中間建二君） 去る11月27日、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

初めに、今定例会の日程について申し上げます。

本市議会の慣例では、常任委員会後に1日、休会日を設けておりますが、議会運営委員会での協議の結果、今定例会の日程につきましては、さらに1日加えて、2日、休会日を設けることとなりました。よって、このことを踏まえた日程となっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、改めて御報告いたします。

まず初めに、今定例会の会期であります。本日11月30日から12月18日までの19日間といたします。

会議録署名議員は、8番 中村庄一郎議員、17番 木戸岡秀彦議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第22号同意、第57号議案から第66号議案、第72号議案から第74号議案、第67号議案から第71号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

12月1日、4日から7日の5日間は一般質問となります。

8日から17日までは休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

11日、午前9時30分から総務委員会を、12日、午前9時30分から厚生文教委員会を、13日、午前9時30分から建設環境委員会をそれぞれ開催いたします。

また、15日、午後3時から議会運営委員会の開催を予定しております。

18日、最終日は、追加議案審議、常任委員会審査報告、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託、継続審査議決、特定事件調査議決、議員派遣議決の後、閉会となります。

議員提出議案の受付締切りは、11日、正午となります。

閉会中審査分の陳情の受付締切りは、15日、正午となります。

追加予定議案につきましては1件で、第75号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第6号）となっております。

一般質問通告者は18名です。

委員会に審査を付託する請願及び陳情は5件であります。

以上が、今定例会の日程等について議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、今後の新型コロナウイルス対策等を踏まえた本会議場等における議会運営について協議を行いましたので、御報告いたします。

現在東大和市議会における新型コロナウイルス対策として、飛沫感染防止パネルの設置及び会議出席者個人が判断の上、マスクの着用・検温・手指消毒等を行うこと、この2点について実施をしておりますが、今定例会につきましても継続して実施することといたします。

皆様の御理解、御協力をよろしく願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（東口正美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東口正美君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

8番 中村 庄一郎 議員

17番 木戸岡 秀彦 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（東口正美君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日11月30日から12月18日までの19日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 諸報告

○議長（東口正美君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 市長報告を申し上げます。

関係する団体の会議のうち、主に市長会関係の議事について御説明を申し上げます。

資料のデータを配信いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、10月25日に開催された東京都市長会議について御報告いたします。

議事1の防災ブックのリニューアル及び全世界配布外1件についてであります。関東大震災発災から100

年を契機に、自助・共助のさらなる促進を図るため、防災ブックをリニューアルし、今後都内全世帯へ配送することや、消火器や携帯簡易トイレの購入など、区市町村における災害対応力向上のための補助事業について、東京都から説明がありました。

次に、議事2の「山の日」全国大会へ向けた取組についてであります。令和6年度に東京で開催される大会の概要等について、東京都から説明がありました。

次に、議事3の令和5年度施策の見直しについてであります。都の補助事業2件の見直しについて東京都から協議があり、これらの取扱いについて、各市の担当部課長等で構成するワーキンググループで検討することを決定いたしました。

次に、議事4の令和5年人事委員会勧告等の概要についてであります。東京都人事委員会による令和5年10月13日付の勧告内容について、東京都から説明がありました。

次に、議事5の多摩振興計画の改定についてであります。多摩地域のさらなる振興を図る改定の概要等について、東京都から説明がありました。

次に、議事6の令和6年度東京都予算編成にかかる最重点要望事項（案）についてであります。市長会事務局から令和6年度東京都予算編成に対する最重点要望事項の提案があり、承認しました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、11月6日に北京市区友好代表団交流会に参加いたしました。

この交流会は、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会の3団体が合同で開催し、昭和56年から都内の市区町村と北京市内の区との相互訪問などの交流が行われているものです。

今年度は、北京市内の6つの区の区長などが来日し、相互理解と友好親善を培いました。

次に、11月17日、18日に、友好都市である福島県喜多方市を訪問いたしました。

喜多方市長をはじめとする喜多方市の皆様と懇談し、友好を深めるとともに、第15回ふれあいきたかた農業まつりや山都町のそば資料館などを視察いたしました。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○議長（東口正美君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（大后治雄君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 東口正美君 登壇〕

○議長（東口正美君） 令和5年第3回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

会議等への出席についてであります。初めに、令和5年10月23日に第34回東京都道路整備事業推進大会が砂防会館にて開催され、東大和市議会からは、建設環境委員会の大川元委員長、木戸岡秀彦副委員長、二宮由子議員、木下富雄議員、押本修議員、金井康哲議員とともに参加いたしました。

講演及び意見発表に続き、議事では、大会宣言及び大会決議が承認され、国及び東京都への提案要求活動を行うことが承認されました。

次に、10月25日から26日まで、第18回全国市議会議長会研究フォーラムが福岡県北九州市、西日本総合展示場新館にて開催されました。

1日目は、元総務大臣の片山善博氏から「躍動的でワクワクする市議会に」をテーマに基調講演が行われました。また、パネルディスカッションでは、「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」をテーマに、コーディネーター及びパネリスト4人による活発なディスカッションが行われました。

2日目は、課題討議「議員のなり手不足問題への取組報告」がコーディネーター及び事例報告3人により行われました。

次に、10月28日、多摩東京移管130周年記念イベント「超たまらん博」オープニングセレモニーが立川駅北口サンサンロードステージにて開催されました。

次に、11月3日、日野市市制施行60周年記念式典が、ひの煉瓦ホール（日野市民会館）にて開催されました。

次に、11月8日に令和5年度東京都北多摩議長連絡協議会研修会が東京自治会館で開催されました。株式会社廣瀬行政研究所代表取締役、廣瀬和彦氏による「議会改革の課題と処方箋」をテーマに講演が行われました。

次に、11月10日から11日まで、友好都市である福島県喜多方市と交流を推進するため、大后治雄副議長、石田昭太郎議員、関綾子議員、上林真佐恵議員、木下富雄議員、押本修議員、高峰章議員、中間建二議員、荒幡伸一議員、金井康哲議員、床鍋義博議員とともに訪問いたしました。

喜多方市議会を表敬訪問し、喜多方市議会、小林時夫市議会議長と懇談を行うとともに、本会議場にて開催されていまして子ども議会を視察することができました。喜多方市の子ども議会は、市内中学校の中学3年生を対象に主権者教育の授業として行われ、生徒が議長を務め、生徒が壇上で質問を行うことを通して議会等の仕組みについて体験的に学ぶことを目的にしているとのことでした。その後、昨年に引き続き、ひとづくり・交流拠点複合施設アイデミきたかたの視察を行いました。

次に、11月20日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、会務報告のほか、全国市議会議長会及びその他の会議結果などの報告が行われ、承認されました。また、令和6年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）及び令和6年度関係役員（案）が提案されました。

このうち、事業計画（案）では、東京都26市の市議会議員等を対象とした議員研修会を令和7年2月に開催する予定が提案されました。

また、関係役員（案）では、令和6年度の会長に国立市議会議長、副会長に福生市議会議長及び西東京市議会議長が就任し、東大和市は市議会議長会理事及び市議会議員共済会代議員に就任する内容の提案がありました。

続きまして、令和5年度の議員研修につきましては、令和6年2月5日月曜日に府中の森芸術劇場にて、法政大学総長、廣瀬克哉氏による「（仮）地方自治・地方議会について」の演題で開催する予定との提案がありました。

なお、以上の内容について、全て承認いたしました。

報告は以上であります。ただいま報告いたしました関係資料につきましては事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

[議長 東口正美君 降壇]

○副議長（大后治雄君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大后治雄君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

[副議長退席、議長着席]

○議長（東口正美君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第4 第22号同意 東大和市監査委員の選任について

○議長（東口正美君） 日程第4 第22号同意 東大和市監査委員の選任について、本案を議題に供します。提案理由の説明を求めます。

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） ただいま議題となりました第22号同意 東大和市監査委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市監査委員のうち、三ツ寺俊行委員の任期が令和6年1月31日をもちまして満了となることに伴い、後任の委員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

御提案申し上げました三ツ寺俊行氏は、税理士として活躍し、平成28年2月から東大和市監査委員を務めております。

このことから、経営や会計等について豊富な経験と広い識見を有し、かつ人望も厚い三ツ寺俊行氏が適任と考え、引き続き東大和市監査委員として選任いたしたく、御提案申し上げるものです。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

[市長 和地仁美君 降壇]

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第22号同意 東大和市監査委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第5 第57号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第5 第57号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第57号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年4月1日に組織改正を行うに当たりまして、地方自治法第158条の規定に基づき、市長の直近下位の内部組織及びその分掌事務を改めるため、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

今回の組織改正につきましては、「未来につながる市政」を目指し、組織のリノベーションの一環として政策推進の強化を主な目的としており、企画財政部を政策経営部に改め、課長職2人を増員し、政策推進を担う3人の担当課長の配置などを予定しております。

内容につきまして御説明を申し上げます。

第1条は、部の設置の規定であります、「企画財政部」を「政策経営部」に改めるものであります。

第2条は、部の分掌事務の規定であります、企画財政部の項中「企画財政部」を「政策経営部」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に第2号「政策的な課題に関すること。」を加えるものであります。

総務部の項は、分掌事務の順序を整理するものであります。

附則であります、附則第1項は、条例の施行日を令和6年4月1日とするものであります。

附則第2項及び第3項は、東大和市総合計画審議会条例及び東大和市行政改革推進委員会条例の一部を改正するものであります、部の名称「企画財政部」を「政策経営部」に改めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（佐竹康彦君） それでは、質疑をさせていただきます。

和地市長は就任後、御自身の政策として掲げられました「未来につながる市政」を目指し、様々な改革に意欲的に取り組んできておられるものと拝察いたします。

今回、市長御自身が市職員の方々と直接対話を進められながら、新たな時代の課題に対応するための組織改革を目指されて、来年令和6年度より新体制で出発できるよう今回の組織改正に取り組まれ、案を御提示いただいたものと受け止めております。組織改正の基本的な考え方につきまして市長御自身にお尋ねをさせていただきます。

あわせて、以下におきまして新たな組織体制の詳細について確認をさせていただきます。

1点目は、企画財政部のところでございます。

企画財政部から政策経営部に部名が変更となりまして、役職や組織の体制が大きく変わることになります。その意図するところと効果をどのように見込んでおられるのでしょうか。また、政策推進担当課長の役割はどのようなものなのか、横断的な取組の取りまとめ役となるのか伺います。また、しごと改革等推進担当課長の役割と、当面進められる施策はどのようなものなのか伺います。また、DX等推進担当課長の役割につきまして、従前のデジタル政策担当課の取組内容からどのような変化があるのか伺います。

次に、公共施設再編課になり、今までのマネジメントとの名称から具体的に再編との名称に変更がされましたことについて、どのような意図と、その取組内容の在り方についてのお考えをお聞かせいただけます。また、秘書広報課を市長室と広報プロモーション課に分割されましたけれども、その詳細と、改正効果をどのように見込んでおられるのか伺います。

2点目が総務部になります。

総務課が総務部門と文書部門、これを統合されることとなりますけれども、その意図と、改正の効果をどのように見込んでおられるのか伺います。また、管財課につきましては、建設系の公共施設の一体的管理に関して、取り組んでいく業務の詳細を教えてくださいたいと思います。

続きまして、デジタル推進課につきまして、DX推進との事務内容のすみ分けはどのようにされていかれるのか伺います。

3点目、まちづくり部になります。

まちづくり部の土木公園課と道路交通課を統合されて、都市基盤課、公園緑地担当課長が創設されることにつきまして、その理由と、改正の効果をどのように見込んでおられるのか伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○市長（和地仁美君） それでは、組織改正についての私の基本的な考え方について御説明させていただきます。

私は、組織全体の力、組織マネジメント力の強化と最大化を図ることによって「未来につながる市政」の実現を目指してまいりたいと考えております。

組織マネジメント力を強化するポイントは、組織、人、それから仕事、この3つの要素を単体で捉えることなく、パッケージとして相互に関連づけた上で未来を見通す戦略の下、時代に即したバージョンアップを図ってまいりたいというふうに考えております。

例えば今回の組織改正で政策推進を強化してまいりますが、これにより、働き方改革など、職員のやる気を

引き出す仕組みづくりを推進し、やる気を引き出すことでデジタルによる仕事の効率化につなげる、それから仕事の効率化の実現が必要な職員の変化につながり、それが組織体制に連動していく、こうした変化の連鎖によって、公共施設再編の加速化など、次の課題解決に挑むマネジメント体制へと昇華させていきたいと考えております。いわゆるプラスのスパイラルがこの中で生まれればよいかなというふうに思っております。

今回はこうした考えを具現化させる第一歩であり、厳しい自治体間競争においても、市の魅力を高め、市民サービスを向上させる取組に果敢にチャレンジしていく組織力、職員力、それを養う土台づくりとしての効果を期待しております。

なお、この改正で部の名称を企画財政部から政策経営部に改めますが、これは私が所信表明でお示した3つの経営方針を実行していく意思を示したものであります。言霊ではありませんが、政策というところに、より軸足を持っていきたいという思いの下でございます。

このような考えの下、改正した部ごとの詳細につきましては、企画財政部長から説明をさせていただきます。以上です。

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、部ごとの改正内容について御説明申し上げます。

1点目としまして、政策経営部です。

政策経営部には、政策推進を担う3人の担当課長を配置いたします。この3人を政策経営部に置くことで、市長ミッションの受け手の明確化、ミッションの課題報告や解決案立案など着実な進捗、さらには実施計画や職員の定員管理との連動など、機動力のある体制を整備してまいります。また、この3課長は、政策経営部以外の関連課と組織横断的に連携し、共に共通のミッションとして政策を推進していくものでございます。

新設する課長の1人目としまして、しごと改革等推進担当課長を配置いたしますが、これは主に組織マネジメントと人材育成の推進の役割を担います。職員の能力を最大限に生かして政策立案できるよう、働き方改革や人材育成などに関する取組を進めてまいります。

2人目としまして、DX等推進担当課長を配置いたしますが、これは主に策定を予定しております（仮称）東大和市DXプランの推進役としての役割を担います。行かない市役所・書かない市役所の取組を進めるなど、改正後のデジタル推進課や、実際にデジタルを活用する各課の主体的な取組と連携し、または一体となって仕事を動かしてまいります。なお、改正後のデジタル推進課もデジタル推進の一翼を担うものでございます。

3人目として、政策推進担当課長を配置いたします。今御説明いたしました2人の課長の事務を除きまして、例えば地域活性化や民間連携など、市長のミッションを受けて様々な行政課題へ対応していくものでございます。

次に、公共施設再編課についてです。

こちらにつきましては、これまで学校施設の更新は教育委員会、それ以外の施設は市長部局の所管として縦割りとなっておりました。時代に即した市全体のイノベーションを進めるために、改正後は縦割りを脱却し、全ての施設の再編を一元的に検討していく体制を整備し、全庁の協力体制の下、知恵を出し合って進めてまいります。

次に、広報プロモーション課についてでございます。

広報とプロモーションという親和性の強い業務を統合し一つの課とすることで、市の情報発信、魅力発信の強化を目指すものでございます。

次に、市長室についてです。

市長の政策研究の補助など、様々な市長特命事項を担うことを主な目的としております。

2点目としまして、改正後の総務部についてでございます。

最初に、総務部門と文書部門の統合でございますが、これはかつて両部門が同一の課であったことを踏まえまして、事務量等を勘案して統合しております。

次に、管財課についてです。

こちらは包括施設管理業務に関する事務を移管いたします。これによりまして、建築職を主体とする現在の総務管財課の営繕係と連携しながら、老朽化した施設の一元的な管理を目指すものです。

デジタル推進課とDX等推進担当課長につきましては、すみ分けという視点というよりも、連携・協力という視点で仕事をいたします。政策経営部のDX等推進担当課長が市長のミッションを適宜把握しながら機動的に動ける、そういう職という考え方でございます。

最後に、改正後のまちづくり部についてでございます。

土木公園課と道路交通課を統合し、都市基盤課を創設いたします。これは技術職の減少による影響を抑えるため、両課を統合してスケールメリットを発揮しようという目的でございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） 詳細に御答弁いただきましてありがとうございました。

こういった大きな改革を通じまして、より市政が大きく前へ進めるように、市長おっしゃっていただきましたプラスのスパイラル、これがうまく回っていくようにぜひ期待しておりますので、よろしく願いいたします。これは意見でございますので、御答弁結構です。

○21番（床鍋義博君） 今回組織改正では、企画財政部を政策経営部と改め、また新たな担当課長として政策推進担当課長、しごと改革等推進担当課長、DX等推進担当課長の3人が設置されることですが、この中で、人事マネジメントなどを推進するしごと改革等推進担当課長以外の2つの課長は、それぞれ、先ほどの御説明ですと、産学民連携と企業スタートアップ、そしてDX——デジタル・トランスフォーメーションなどを担当するという非常に専門性が高いと考えられますけれども、これらの人材については庁内で任用する予定なのか、それとも外部人材を活用する予定なのかを教えてください。

そして、先ほど組織に経営ということを掲げた理由について、市長は言霊というふうにおっしゃいましたけれども、そのあたりの真意というか、恐らく庁内、職員にそういったことを浸透させる意味があるのかなと思うんですけども、そういったことを教えてください。

以上2点、お願いします。

○企画財政部長（神山 尚君） 政策経営部に配置します3人の課長は、現時点では内部から重用するという事で考えております。

それから、経営についてでございますけれど、こちらについては経営の4資源、ヒト、モノ、カネ、情報というのがございますが、そのうち、この変革・変容ということで、最も市のほうが直接実行できるものは人であるというふうに思っております。今回のこの改正は、今後働き方改革、それから職員の人材育成等、職員の理解と協力、それから前向きな努力、これが必要なものです。ということで、この改正の趣旨、目的を職員に広く御理解いただくということもありまして、市長のほうで言霊と、職員の意識改革も含めてということで申し上げます。

以上です。

○市長（和地仁美君） 今、企画財政部長が答弁したとおりなんですけども、少しだけ追加させていただきます。

外部からの登用という意味ですけれども、そこも検討から除外しているつもりはございませんが、いろいろな費用対効果ということ、それから人材が、そういう方が獲得できる確率、そんなものも照らし合わせた中で、来年度につきましては、庁内からってということですけども、逆に職員を外に出して、力をつけて、そのほうがずっと組織にいていただけるということで、そういった手法のほうを主軸にいろいろな取組していこうと思っております。そこでまた補えない部分があるということになりましたら、また外部からの専門的な方を任期付で登用するような、そんな手法もあるとは思いますが、来年度につきましては庁内の職員の強化、そちらのほうで対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋義博です。やまとみどりを代表して、第57号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論を行います。

今回の組織改正については、経営という概念を組織名に明記したことや、これからの地方自治体に必要不可欠なデジタル対応をはじめ、市内の産業活性化をさせるための産学民連携や、企業スタートアップを担当する課長を追加するといった民間企業の経験がある和地市長のアイデアが生かされた改革であると考えます。私も長く民間企業にて活動していたので、この経営感覚というものを身にしみて分かっております。

議員として、そういう立場になって初めて改めて行政の施策を見ていくと、確かに効率のよくない部分が見えてきて、その点は民間の効率のよい経営を取り入れていくことで生産性が上がる部門も確かにあると感じております。その一方で、非常に効率が悪い、いわゆる費用対効果が低いものでも必要な施策も多くあるのが地方自治体の施策です。経営という言葉、先ほど言霊とおっしゃられておりましたけれども、それに縛られて、全て費用対効果で施策を考えていくことは非常に危険であります。その点をしっかりと見極めていく能力を持ってほしいと考えております。

また、専門性の高い分野では、積極的に民間等の外部人材を活用することによってロケットスタートが切れるものと考えておりますが、先ほど市長の答弁で、それらも含めて両方考えていくということで、これこそが経営感覚であるというふうに思っています。

今回の組織改正が当市に新たな風を吹かせていくことを期待して、賛成の討論とさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第57号議案 東大和市組織条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、本案を原案どおり可決と決します。

日程第6 第58号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第6 第58号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第58号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、市議会議員の期末手当の支給月数を一般職の職員に準じて0.1か月引き上げ、年間の支給月数を4.55か月から4.65か月とすることから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

第8条第2項は、期末手当の額を定める規定であります。6月及び12月の支給月数「100分の227.5」を「100分の232.5」に改めるものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とし、改正後の東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和5年6月1日から適用するものであります。

附則第2項は、期末手当の内払の規定で、改正前に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） お伺いいたします。

市議会議員の期末手当、昨年12月にも0.1か月引上げがあり、また今回0.1か月引き上げるということで、御説明では一般職の職員の給与改定に準じてということですが、その一般職の職員の給与改定というのは東京都の人事委員会の勧告に準じてると思うんですけども、連動するというその法的根拠があるのかどうか、一つ伺います。

それから、昨年12月にもこの期末手当が引上げされたときにも同様の質疑をしてるんですけども、市議会議員の議員報酬の改定は平成8年10月1日に引上げがされて、それ以後改定はないというそのときの御答弁でした。その平成8年度当時の一般職員の給与費1人当たりの額と令和4年度の額をそれぞれ教えてください。また、市民1人当たりの給与収入額についても同様に伺います。よろしく御願います。

○職員課長（高田匡章君） 初めに、東京都人事委員会との連動ということでございますけれども、法的根拠はございません。

続きまして、平成8年度当時と令和4年度の一般職の職員1人当たりの給与費の額でございますけれども、把握できている当時の年度が平成9年度でありますので、平成9年度と令和4年度の額で答弁をさせていただきます。

平成9年度の給与支払額は職員1人当たり752万9,631円、令和4年度の給与支払額は1人当たり634万1,473円であります。

以上でございます。

○課税課長（星野宏徳君） 続きまして、市民1人当たりの給与収入額について私のほうから御答弁させていただきます。

平成8年度につきましては、平成9年度課税に算定する際に使用いたしました平成8年1月から12月までの給与収入額、令和4年度につきましては、令和5年度課税で使用した給与収入額でございますが、決算前でございますので、令和4年度課税で使用した令和3年1月から12月までの給与収入額で御説明させていただきます。

課税状況調べの数値によりますと、平成9年度は約551万6,000円、令和4年度は約484万9,000円となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 長引く物価高騰の影響で市民生活、厳しさを増していると思います。今御答弁あったように職員1人当たり、市民1人当たりの収入も大変下がっているという中で、2年連続の市議会議員の期末手当の引上げというふうになるわけですが、市民の理解が得られると考えているのか、その点の御認識を伺います。

○職員課長（高田匡章君） 市議会議員の期末手当についてでありますけれども、一般職の職員に準じて改定を行っているということで認識をしているところであります。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 日本共産党東大和市議団を代表し、第58号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

本条例案は、東京都人事委員会勧告に準ずる一般職の職員の給与改定に準じて、市議会議員の期末手当の支

給月額を0.1か月引き上げるものです。地方公務員の給与は、原則として人事院勧告の内容に沿った給与改定が行われています。これは地方公務員法第14条規定の情勢適応の原則にのっとり、国家公務員や民間企業と同水準の給与、給料を支給するものであり、法的根拠が明確です。

一方、市議会議員の期末手当の改定には法的根拠はありません。職員や市民の給与が下がっているから、議員も同様に下げるべきだとは考えませんが、法的根拠がないからこそ、引上げも含む改定は市民的な議論と理解を深めながら進める必要があると考えます。

一般職員の1人当たり給与額は、平成9年度、752万9,631円から令和4年度、634万1,473円と118万8,158円も下がり、市民の給与も平成9年度、551万6,000円から令和4年度、484万9,000円と66万7,000円も減っている中、消費税は3度にわたる増税で3%から10%になり、本市では介護保険料や国民健康保険税の連続値上げが行われてきました。さらに今般のコロナ危機や物価高騰が市民生活をますます厳しくしています。

こうした状況下で、市民的な議論もないまま、法的根拠のない市議会議員の期末手当の引上げを行うことが市民の理解を得られるとは思えないことから、本議案には反対をするものです。

なお、党市議団は反対してきた期末手当の引上げ分については、議員退職後に市に寄附するため積立てを行っていることを一言申し添えまして、討論を終わります。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第58号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東口正美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第7 第59号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第7 第59号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第59号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を一般職の職員に準じて0.1か月引き上げ、年間の支給月数を4.55か月から4.65か月とすることから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

第3条第2項は、期末手当の額を定める規定であります。6月及び12月の支給月数「100分の227.5」を

「100分の232.5」に改めるものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とし、改正後の東大和市特別職職員の給与等に関する条例の規定は令和5年6月1日から適用するものであります。

附則第2項は、期末手当の内払の規定で、改正前に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） 先ほどの58号議案と同様に、人事院勧告と連動するという法的根拠があるのかどうか改めて確認をさせてください。

○職員課長（高田匡章君） 東京都人事委員会勧告との連動ということでございますが、法的根拠はございません。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。第59号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に、日本共産党東大和市議団を代表し、反対の立場で討論を行います。

本条例案は、東京都人事委員会勧告に準ずる一般職の職員の給与改定に準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月額を0.1か月引き上げるものです。第58号議案の討論でも述べたとおり、職員や市民の給与が下がっているから特別職も同様に下げるべきとは考えていません。しかし、法的根拠がないからこそ、広範な市民の議論と理解の下、その額を決定していく必要があると考えます。

今回の期末手当の引上げについては、第58号議案と同様の理由により市民の理解は得られないと考えることから、反対をするものです。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第59号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 第60号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第8 第60号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 松本幹男君 登壇]

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第60号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和5年度の給与改定、管理職員特別勤務手当の見直し及び法改正に伴う所要の文言整理を行うことから、条例の一部改正を御提案するものであります。

当市の給与制度は、東京都の給与制度に準拠しているところであります。このため、給与改定は原則的に東京都人事委員会勧告に準じておりますことから、給料月額につきましては、初任層に重点を置きつつ、全級全号給について給料表の引上げ改定を行うものであります。また、勤勉手当については、支給月数を0.1か月引き上げ、期末・勤勉手当の年間の支給月数を4.55か月から4.65か月とするものであります。再任用職員につきましては、支給月数を0.05か月引き上げ、年間の支給月数を2.40か月から2.45か月とするものであります。

なお、東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、令和5年11月24日に同意をいただいております。

内容につきまして御説明を申し上げます。

第16条の3は、管理職員特別勤務手当を定める規定であります。第1項は、週休日または休日に勤務した場合の支給対象業務について、「風水害、震災その他の災害時において」を「臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により」に改めるものであります。

第2項は、週休日または休日以外の日の午前零時から午前5時までの間で正規の勤務時間以外に勤務した場合の支給対象業務について、「風水害、震災その他の災害時において」を「災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により」に改めるものであります。

第17条の2は、期末手当の不支給を定める規定であります。第4号の文言を整理するものであります。

第18条第2項は、勤勉手当の額を定める規定であります。係長職以下の職員にあっては「100分の107.5」を「100分の112.5」に、課長職にあっては「100分の127.5」を「100分の132.5」に、部長職にあっては「100分の137.5」を「100分の142.5」に、再任用職員につきましては、係長職以下の職員にあっては「100分の52.5」を「100分の55」に、課長職及び部長職にあっては「100分の62.5」を「100分の65」に改めるものであります。

第22条は、災害応急対策等のための派遣職員に対する手当を定める規定であります。引用する新型インフ

ルエンザ特別措置法の一部改正に伴い、引用する条を修正するほか、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものであります。

別表第1は、行政職給料表（1）の全ての級において全ての号給を500円から7,900円までの範囲で引き上げるものであります。

別表第2は、行政職給料表（2）の全ての級において全ての号給を500円から7,900円までの範囲で引き上げるものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とするものであります。

ただし、第16条の3の改正規定は、令和6年4月1日から施行するものとしてあります。

附則第2項は、改正後の東大和市職員の給与に関する条例のうち、第18条第2項、別表第1及び別表第2の改正規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は、令和5年4月1日から適用するものとしてあります。

附則第3項及び附則第4項は、令和5年6月及び12月に支給する勤勉手当の特例の規定で、改正による増額分を12月に支給するために、6月と12月の支給月数を調整するための規定であります。

附則第5項は、給与の内払の規定で、改正前に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすものであります。

附則第6項は、管理職員特別勤務手当に関する経過措置の規定で、令和6年4月1日以後に開始する勤務に係る管理職員特別勤務手当について適用し、同日前に開始した勤務に係る管理職員特別勤務手当については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 何点か伺います。

一般職の給与の引上げについては、先ほどの御答弁の中で、平成9年度と令和4年度を比べて120万円も給与支給額が減少しているという状況の下ですから、引上げは当然のことだというふうに考えていますし、ただ、会計年度任用職員について、期末手当、勤勉手当ですかね、これが半分だっているのは、ただでさえ支給が少ないのに半分にしないでいいじゃないかというふうに考えているわけですが、それを前提として幾つか伺いたいと思います。

今回の給与改定で、全級全号給の給料月額を引き上げる改定ということですので、そういうことはないとは思いますが、給与が減少する職員がいるのか、いないのか。もしいる場合は、どのような対応が取られるのか伺います。

それから、職員組合との合意は済んでいるということですが、その際、職員組合から出た要望や、要望に対する市の対応を伺います。

それから、今回の給与改定は4月に遡って適用されるということですが、影響額と影響人数、1人当たり給与年収が幾らから幾らに何%上がることになるのか伺います。

それから、初任層に厚くしたということですが、高卒・大卒の初任給は幾らから幾らに、年収は幾らから幾らに増えることになるのか伺います。

○職員課長（高田匡章君） 初めに、今回の給与改定により給与が減少となる職員ということですが、

減少となる職員はおりません。

次に、職員組合からの要望等についてでありますけれども、職員組合からは東京都以上の引上げを実施することと要求がございましたけれども、東京都の給与改定と同様の改定とするということで同意を得たところであります。

続きまして、給与改定の影響額等についてでありますけれども、再任用短時間職員を除く、これは一般会計と特別会計を合わせた全会計の影響額、これを職員課の試算の金額で御答弁をさせていただきたいと思っております。

給与改定による影響額は、給与総額で2,648万1,000円、影響人数は、令和5年4月1日付在職者数で453人、職員1人当たりの給与年収でありますけれども、こちら、申し訳ございません、パーセンテージでの試算を行っておりませんので、金額で御答弁をさせていただきますけれども、平均で1人当たり5万8,000円程度増額になるものと試算をしているところであります。

続きまして、初任給と年収についてであります。

初めに、初任給について申し上げます。

高卒の初任給につきましては月額15万2,200円から16万100円に、大卒の初任給を月額18万7,900円から19万6,200円に改めるものであります。

次に、年収であります。高卒はおおよそ264万4,000円から278万1,000円に、大卒はおおよそ326万4,000円から340万8,000円となるものであります。ただし、これらの年収につきましては、扶養手当、それから通勤手当等を除いた額での試算となります。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第60号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東口正美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決めます。

日程第9 第61号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第9 第61号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第61号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、東京都人事委員会勧告を踏まえ、特定任期付職員等の給料を改定すること及び特定任期付職員の期末手当の支給月数を0.05か月引き上げ、年間の支給月数を3.45か月から3.50か月とすることから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

第7条第1項は、特定任期付職員の給料月額を定める規定であります。全ての号給につきまして1,200円から3,200円までの範囲で引き上げるものであります。

第7条第4項は、第4条各項の規定により採用された任期付職員の給料月額を定める規定であります。引用する給与条例の改正に伴い、「別表第1備考3に掲げる」を「別表第1に掲げる1級29号給の」に改めるものであります。

第8条は、特定任期付職員の期末手当の額を定める規定であります。6月及び12月の支給月数「100分の172.5」を「100分の175」に改めるほか、所要の文言整理を行うものであります。

附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第61号議案 東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 第62号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第10 第62号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第62号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、都市計画税の特例税率の適用期間を延長することから、条例の一部改正を御提案申し上げるものがあります。

都市計画税の税率は、条例の本則で100分の0.3と規定しておりますが、条例の付則で特例規定を設けて100分の0.26に引き下げ、現在に至っております。この特例税率につきましては3年ごとに見直ししており、このたび、今後の税収及び都市計画事業の推移、また他市の動向等を踏まえ、令和6年度からの3年間につきましても、特例税率を引き続き100分の0.26とするものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

付則第23条は、都市計画税の税率の特例規定であります。特例税率の適用期間を「令和6年度から令和8年度まで」と改めるものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を令和6年4月1日からとするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、この条例による改正後の付則第23条の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第62号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第11 第63号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第11 第63号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第63号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定の変更が必要となることから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

第16条第1項第2号は、特定教育・保育の取扱方針を定める規定であります。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第10項が削られ、同条第11項が第10項に繰り上がることに伴い、同号において引用する「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものであります。

第38条第3項は、特別利用教育の基準を定める規定であります。従うべき基準である特定教育・保育施設

及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、読替えの規定を整理するため、「第7条第2項中「」を「第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に改めるものであります。

附則であります。附則の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第63号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第12 第64号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第12 第64号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第64号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の改正に伴い、出産する予

定の国民健康保険の被保険者または出産した国民健康保険の被保険者、いわゆる出産被保険者の産前産後期間に係る国民健康保険税の免除措置の規定の整備が必要となることから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であります。追加する第3項第1号から第6号までの区分に応じ、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合、出産被保険者の所得割額及び被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額し、また被保険者均等割額の7割減額、5割減額及び2割減額する場合は、その減額後の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額する規定であります。

第24条の2の次に加える第24条の3は、出産被保険者に係る届出の規定であります。第1項は、第1号から第5号までに掲げる事項を記載した届書を市長に提出することを定めるものであります。

第2項は、前項の届書の提出に当たり、第1号から第3号までに掲げる書類を添えることを定めるものであります。

第3項は、第1項の規定による届出が、出産被保険者の出産の予定日の6か月前から行うことができることを定めるものであります。

第4項は、第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができることを定めるものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を令和6年1月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第64号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 第65号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例

○議長（東口正美君） 日程第13 第65号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第65号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、土地所有者からの求めに応じて、令和6年2月末をもって借用している土地を返還することに伴い、奈良橋市民農園を廃止することから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

第2条は、名称及び位置の規定であります。名称「東大和ファーマーズセンター」、位置「東大和市立野1丁目9番地の2」に改めるものであります。

第8条第1項は、使用料の規定であります。「別表第2に定める使用料」を「使用料として30平方メートル当たり月額3,000円」に改めるものであります。

別表第1及び別表第2を削るものであります。

附則であります。条例の施行日を令和6年3月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 幾つか伺います。

土地所有者から用地の返還を求められたことによるということですが、市が奈良橋市民農園の廃止方針を持ったのはいつなのか、また土地所有者に廃止方針を伝えたのはいつなのか、そして土地所有者から土地の返還要求があったのはいつなのか伺います。

2点目として、第三次東大和市農業振興計画の計画期間はいつからいつまでなのか、この中で市民農園はどのように位置づけられ、事業主体についてはどのように規定されているのか伺います。

○産業振興課長（井上昌弘君） 奈良橋市民農園につきまして廃止・縮小する事務事業が決まりましたのが令和4年1月であり、土地所有者に令和4年7月にお伝えしてございます。

土地所有者から賃貸借契約の解約について申出がございましたのは、令和4年8月であります。

また、第三次東大和市農業振興計画の計画期間につきましては、平成30年度から令和9年度となっております。

市民農園につきまして、農地保全と利用促進を図るための施策の一つとして位置づけられております。

市民農園の事業主体につきましては市となります。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、第65号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

土地所有者から返還要求があったことを奈良橋市民農園廃止の理由に挙げているのは、事実経過と違います。先ほど御答弁あったように、廃止方針を持ったのが令和4年1月、土地所有者に方針を伝えたのが令和4年7月、そして土地の返還要求があったのは令和4年8月ということです。市が奈良橋市民農園廃止計画を決めたことが先にあり、その後、廃止予定より早期の土地返還を求められたというのが真相です。そういうことならこちらにも都合があるよということになるのは当然あり得ることです。

現在の第三次東大和市農業振興計画の中でも、市民農園は、農地の保全、農業にふれあう機会の拡充のところに位置づけられている重要施策です。さらに、市民農園などによる農地の利用促進事業の事業主体は行政、東大和市であると明記され、適正に維持管理していく必要があるとされ、維持管理の事業主体も行政、つまり東大和市と明記されています。

さらに、農家自営型市民農園については、計画の中では検討課題にすぎません。市民農園については、市の計画にも明確に位置づけられ、減少していることが課題とされて、その拡充が打ち出され、その拡充についても、維持管理についても、事業主体は東大和市だと定められているにもかかわらず、この計画をないがしろにして、富士通総研の報告書のままに行政改革の対象として廃止してしまう極めて乱暴な行政運営だと言わなくてはなりません。

厳しく指摘をして、反対討論とします。

〔6番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第65号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（東口正美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 第66号議案 東大和市中企業勤労者生活資金融資条例を廃止する条例

○議長（東口正美君） 日程第14 第66号議案 東大和市中企業勤労者生活資金融資条例を廃止する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第66号議案 東大和市中企業勤労者生活資金融資条例を廃止する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、平成22年度以降の利用実績がないこと、また代替制度として東京都の制度が利用可能であることから、条例の廃止を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

東大和市中企業勤労者生活資金融資条例を廃止するものであります。

附則であります、附則第1項は、条例の施行日を令和6年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、この条例による廃止前の東大和市中企業勤労者生活資金融資条例の規定により融資のあっせんの申込みをした者に係る融資のあっせんについては、なお従前の例によるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） ちょっと何点か伺います。

中小企業者生活資金融資条例の廃止については、東京都に同様の制度があるってということで、私も2つの制度をよくよく見比べさせていただきました。そちらを勧めているということと、この間、利用実績がないということですけども、まず都の制度と市の制度で、どのような点で都の制度が優れているのか伺います。

それから、2点目に、市の条例には市税の滞納がないことが条件となっておりますが、市長が特に認めた場合は適用しないとされています。都の制度では、「滞納していた住民税の分割納付の手続きを取り、分割納付が開始されていればお申込みができます」とされています。これは実際の運用においては同じことを意味していると理解してよろしいかどうか伺います。

それから、3点目に、市の制度も都の制度も保証人は不要とされ、保証協会の保証をつけることになっています。中小企業に勤める従業員の皆さんが保証人なしで融資を受けられるというのはありがたいことだと思いますが、保証料は市あるいは東京都の負担とされています。この点でも違いがないと考えていいのか伺います。

4点目に、例えば70万円を借り入れた場合、都の個人融資「さわやか」の制度では3年以内、36回の返済ですが、市の制度では5年以内、60回の返済です。利息はいずれも年利1.8%です、現状はですね。毎月の返済額は都の36回返済の場合は幾らで、市の60回返済の場合は幾らになるのか伺います。

○産業振興課長（井上昌弘君） 初めに、1点目の東京都と市の融資の違いでございます。

融資限度額につきましては市と同じ100万円もございますが、市が80万円、東京都が100万円の融資があります。また、金利につきましては、市と同じ1.8%もありますが、東京都は1.5%と低い金利があります。

次に、市の条例で市長が特に認めた場合としまして、規則の定めるところにより、個人経営事業所等における配偶者等で専従者として控除の申告がしてある場合となっております。一方、東京都では、滞納していても分納納付が開始されていれば融資の条件を満たしていますので、この点においては東京都との違いがあると認識しております。

3点目です。市の制度と都の制度の保証料の関係でございます。

保証協会の負担は、それぞれの制度で市、東京都が負担するものとなっております。

4点目、70万円を借りた場合、東京都と市の制度5年、60回返済の場合の違いでございますが、東京都の36回払いと市の60回払いで計算いたしますと、市の制度は毎月1万2,000円で、東京都の制度は約2万円を返済することとなります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

同じ70万円を借りて、都の制度では毎月2万円の返済、市の制度では毎月1万2,000円の返済という御答弁です。月々の返済が8,000円、4割も少なく済む、これはとても大きいと思います。私は、この制度、中小企業に働く従業員の方のための制度ですが、周知が極めて弱いのではないかと思います。都制度に比べても有利な面もあるわけですから、教育資金や入院・長期療養のための資金、冠婚葬祭資金、住宅のちょっとした修繕資金などでお困りの方、大勢いらっしゃると思います。廃止するのではなくて、もっと周知に力を入れて利用してもらうようにするという取組こそ求められると考えますが、いかがでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） 毎月の差額につきましては8,000円となりますが、今回条例廃止の御提案を申し上げますのは、平成22年度以降利用実績がないこと、また先ほど来御説明をしております内容で東京都の制度が利用できる、このようなことから御提案申し上げるものでございます。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[6 番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、第66号議案 東大和市中小企業勤労者生活金融融資条例を廃止する条例に反対の討論を行います。

質疑で指摘したとおり、中小企業の従業員の皆さんが教育資金や入院・長期療養のための資金、冠婚葬祭資金、住宅のちょっとした修繕資金など、保証人なしで低利で借りられる制度は必要です。70万円以下の融資額であれば、都の制度に比べても月々の返済額が4割も低くなるという利点もあるわけです。これが利用されていないからといって廃止してしまうのは、行政の姿勢として根本的に誤っていると考えます。こうした有利な点を周知して大いに使ってもらうことで、困っている市民に手を差し伸べるべきです。これは廃止すべきではありません。

議員の皆さんにも反対することを呼びかけて、討論とします。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第66号議案 東大和市中小企業勤労者生活金融融資条例を廃止する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（東口正美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 第72号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理者の指定について

○議長（東口正美君） 日程第15 第72号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 松本幹男君 登壇]

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第72号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理者の指定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらにつきましては、平成18年4月1日から地方自治法第244条の2の規定による指定管理者制度を導入しているところでありますが、指定の期間が令和6年3月31日までとなっております。このことから、東大和市高齢者在宅サービスセンター条例第13条の規定により指定管理者を公募し、選定を行いました。

本案は、次に申し上げます団体を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び東大

和市長高齢者在宅サービスセンター条例第13条第4項の規定により御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらであります。

2の指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者は、社会福祉法人向会、東京都東大和市芋窪3丁目1638番地2、理事長、福地透であります。

3の指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

なお、選定に当たりましては、東大和市指定管理者選定委員会により、応募1団体を第一次審査通過団体といたしました。その後、第二次審査を実施し、指定管理者候補者を選定したものであります。

また、議案資料といたしまして、東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理業務に関する基本協定書（原案）、基本事業計画書、収支予算書を御配付しております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 3点伺います。

今回この同じ指定管理者を選定するに至った経緯、市の評価ですとか、少し詳しく教えてください。

2点目として、高齢者在宅サービスセンターむこうはらの業務内容について、また市民サービスを、この質の維持向上は市としても責任があると思います。市としてどのような監督や指導を行うのか確認をさせてください。

3点目として、ここで働く方の労働条件や権利を市としてどうやって守っていくのか、労働基準法の遵守など、また市の責任に対する認識、その手だてについても御説明をお願いします。

以上です。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 3点御質疑をいただきました。私からは、1点目と3点目について御答弁申し上げます。

初めに、選定の経緯及び市の評価であります。現在の指定管理者の指定の期間が令和5年度末で終了することから、次期の指定管理者を選定するために募集をいたしました。指定管理者選定委員会におきまして提案された内容等の審査を行いまして一定の評価がされましたので、指定管理者選定委員会で指定管理者候補者として選定をさせていただいた次第でございます。

指定管理者選定委員会における評価といたしましては、地域への積極的なPR活動などにより利用促進効果が期待できることなどが挙げられております。

次に、指定管理者の労働条件等の確認でございますが、公共施設等マネジメント課では、指定管理者を対象としまして、毎年度、指定管理者に雇用されている職員の労働条件等についてのアンケートへの協力をお願いしております。市の責任といたしまして、その実態の把握に努めているところであります。

私からは以上となります。

○介護保険課長（里見拓美君） 2点目の高齢者在宅サービスセンターむこうはらの業務内容についてでございますが、介護保険法に規定する通所介護サービス事業でございます。サービスの質の維持向上のための市の監

督・指導についてであります。市では、提供されるサービスの水準が充足されているかなど点検・評価を行うため、毎年モニタリングを行い、施設が適切に運営されているか確認しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

それで、今回同じ事業者が指定されてるということで、この間の実績についてもきちんと評価をされて、問題ないし、良好だという判断をされているっていうことでよろしいでしょうか。確認です。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 指定管理者選定委員会の中で評価をいたしました内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰の中、適切に施設運営を継続させてきたことなど、この指定期間の実績などを評価をいたしております。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第72号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンターむこうはらの指定管理者の指定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第73号議案 東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理者の指定について

○議長（東口正美君） 日程第16 第73号議案 東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理者の指定について、本案を議題に供します。提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第73号議案 東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理者の指定につきまして、提案理由並びに内容の

御説明を申し上げます。

東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらにつきましては、平成18年4月1日から地方自治法第244条の2の規定による指定管理者制度を導入しているところですが、指定の期間が令和6年3月31日までとなっております。このことから、東大和市地域包括支援センター条例第13条及び東大和市高齢者在宅サービスセンター条例第13条の規定により指定管理者を公募し、選定を行いました。

本案は、次に申し上げます団体を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項並びに東大和市地域包括支援センター条例第13条第4項及び東大和市高齢者在宅サービスセンター条例第13条第4項の規定により御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明を申し上げます。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらであります。

2の指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者は、社会福祉法人多摩大和園、東京都東大和市狭山2丁目1264番地5、理事長、川崎裕康であります。

3の指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

なお、選定に当たりましては、東大和市指定管理者選定委員会により応募1団体を第一次審査通過団体といたしました。その後、第二次審査を実施し、指定管理者候補者を選定したものであります。

また、議案資料といたしまして、東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理業務に関する基本協定書（原案）、基本事業計画書、収支予算書を御配付しております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 3点伺います。

先ほどの向会さんにしても、多摩大和園さんにしても、市の本当に市民にとって大切な仕事を担っていただいている感謝しています。

それで、同様ですけれども、今回も指定管理者、また同じ指定管理者なので、選定するに至った経緯、市の評価、これ実績も含めて市の評価、少し詳しく教えていただければと思います。

それから、2点目として、高齢者ほっと支援センターきよはらと高齢者在宅サービスセンターきよはらの業務内容について、また市民サービスの維持向上を図るために市としてどのような監督や指導を行うのか確認をしたいと思います。

それから、3点目として、働く方の労働条件や権利を市としてどうやって守っていくのか、市の責任に対する認識と手だてについて御説明をお願いします。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 3点御質疑をいただきました。私からは、1点目と3点目について御答弁申し上げます。

初めに、選定の経緯及び市の評価であります。現在の指定管理者の指定の期間が令和5年度末で終了する

ことから、次期の指定管理者を選定するために募集をいたしました。指定管理者選定委員会におきまして提案された内容等の審査を行いまして一定の評価がされましたので、指定管理者選定委員会で指定管理者候補者として選定をさせていただいた次第でございます。

指定管理者選定委員会における評価といたしましては、利用者ニーズに適切に対応した安定した事業運営が期待できることなどが挙げられております。

またあわせて、この今の指定の期間の実績といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰の中、適切に施設運営を継続させてきたことなど、現在の実績に基づいた適切な施設運営が期待できることなども評価をさせていただいているところであります。

次に、指定管理者の労働条件等の確認でございますが、先ほどの高齢者在宅サービスセンターむこうはらにおける答弁と同様となりますが、公共施設等マネジメント課で指定管理者を対象としまして毎年度、指定管理者に雇用されている職員の労働条件等についてのアンケートへの協力をお願いいたしております、市の責任としまして、その実態の把握に努めているところであります。

私からは以上です。

○介護保険課長（里見拓美君） 2点目の高齢者ほっと支援センターきよはらの業務内容につきましては、介護保険法に規定する包括的支援業務及び介護予防支援業務であります。また、高齢者在宅サービスセンターきよはらの業務内容につきましては、介護保険法に規定する通所介護サービス事業であります。

サービスの質の向上、維持のために市の監督・指導についてであります。むこうはらと同様に毎年モニタリングを行い、施設が適切に管理されて運営されているかを確認しております。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第73号議案 東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら及び東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの指定管理者の指定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第74号議案 庁舎非常用発電設備等更新工事請負契約について

○議長（東口正美君） 日程第17 第74号議案 庁舎非常用発電設備等更新工事請負契約について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第74号議案 庁舎非常用発電設備等更新工事請負契約につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和5年11月14日に条件付き一般競争入札を実施したところ、落札業者が決定いたしましたので、東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、御提案申し上げます。

内容につきまして御説明を申し上げます。

お手元に配付させていただきました議案資料も併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、件名は、庁舎非常用発電設備等更新工事請負契約についてであります。

1の契約の目的は、庁舎非常用発電設備等更新工事であります。

2の契約の方法は、条件付き一般競争入札であります。10月3日に公告をいたしまして、入札に参加した業者は5者でありましたが、うち2者が辞退しております。

3の契約の金額は、2億2,165万円であります。

なお、契約の金額の中には、消費税及び地方消費税に相当する金額2,015万円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都東大和市中央1丁目542番地1、名称、光栄電機株式会社、代表者、代表取締役、尾崎昭仁であります。

工期は、議決日の翌日から令和7年3月18日までであります。

なお、落札業者とは、令和5年11月15日付で仮契約を締結しております。

次に、工事の概要につきまして申し上げます。

議案資料の工事概要調書を御覧いただきたいと思います。

本工事の概要であります。庁舎の非常用発電機の取替え、燃料用地下タンク、燃料用ポンプ及び発電機用コンセントの新設並びに直流電源装置の取替えを行うものであります。

なお、発電機用コンセントにつきましては、庁舎の3・4階の災害時必要箇所に設置するものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（佐竹康彦君） 更新されますこの非常用発電設備につきまして、何点か確認をさせていただきます。

1点目、更新工事の工期なんですけれども、議決の日から令和7年3月18日ということで約1年4か月弱ということでございます。実際工事が始まるのはいつぐらいになるのか、この点につきまして、もしお分かりでしたら教えていただければと思います。

2点目といたしまして、使用時の電力量はどれぐらいなのか、どれぐらいのパワーがあるのかということに

ついて伺いたいと思います。

3点目が、災害時などの非常用の電源として活用されるわけですが、通常の電気利用に戻るまでどのくらいの期間、持ちこたえられるようになっているのかということについて確認をさせていただきます。

4点目といたしまして、現庁舎の耐用年数を勘案されて今回の更新も考えていると思いますが、現庁舎の更新まで今回の整備されるこの非常用発電機が持ちこたえられるのかどうか、当然そうだと思うんですが、この点についての御認識を伺います。

5点目といたしまして、発電のエネルギーにつきましては重油であるというふうに考えておりますけれども、それでよいのかということと、どのくらいの重油を非常用としてストックされているのか、この点について確認をさせていただきます。

以上です。

○総務管財課長（関根 崇君） 庁舎非常用発電設備の更新につきましてですが、まず工事期間につきましては令和7年3月18日ということですが、この中で実際に設備の取付け等に係る部分がいつになるかという御質疑でございます。

こちらにつきましては、本工事の工期の大部分を占めますのがこの発電機械の製造という形になります。こちらにつきましては、昨今の機器等の製造が長くなっているような状況もございますので、具体的な工期、工事の時期については、この場ではまだ正確な具体的な予定は出ておりませんが、少なくとも後半の部分にその設置工事等、地下タンクの掘削等の工事が入ってくるという形で予定しておるところでございます。

次に、使用時の電力量につきましてですが、本設備につきましては、供給電力につきましては250キロボルトアンペアとなっております。

次に、この非常時の電力についてどのくらいの期間、持ちこたえられるのかということですが、こちらにつきましては災害発生時に稼働させる非常用の電力として72時間の連続運転ができるということで見込んでおります。

次に、現庁舎の更新までこの機械がどのように持ちこたえるかということですが、こちらにつきましては、現庁舎につきましては、今後20年程度の使用が見込まれているところですが、本設備につきましてはおおむね30年程度の耐用年数ということでございますので、更新まで使用が可能というふうに考えてございます。

次に、発電のエネルギーにつきましては、こちらは御質疑がありましたとおり、重油で発電するという形になりまして、そのストックにつきましては、燃料タンク内において4,000リットルを貯蔵するものでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 何点か確認をさせていただきます。

今設備の性能などはいろいろお伺いしたんですが、環境への負荷をできるだけ抑える必要があると思います。当然その点考慮されたと思うんですが、東大和市公共建築物環境配慮整備方針ですとか、また東大和市グリーン購入基本方針など、こうしたものとの関係でどうなのかということですか、環境への負荷という点でどのような点、配慮、考慮されたのか確認をさせていただきます。

それから、工事期間についても今御答弁伺いましたけれども、市民や市の職員さんの、この工事の概要を見ますと、地下とかになってますので、そのあたりへの市民や職員さんへの影響はどの程度になるのかお伺いし

ます。

○総務管財課長（関根 崇君） 非常用発電設備の機器につきましてですけども、こちらにつきましては、現行の機器と同じく燃料を重油とするものでございます。非常用の発電機ということで、庁舎の電源が喪失するという緊急時に稼働するものでございますので、これは確実に燃料で動かす必要があるというふうに考えておりますので、この機種となっております。現機種は庁舎建設時から稼働しておりますので、40年が経過している機種ということになります。同型、同じような発電形態の機種ではありますが、その発電効率とか、そういったものは当然当時のものと比べて上がっている機種を入れているという形で選定ができていているというふうに考えております。

また、工事期間の中で来庁者の方々や職員にどのような影響が出るかということでございますが、実際に機器を入れるまでの間にまず地下タンクを庁舎北側の敷地内に設置する必要があります。この中で、設置する前に掘削をするという作業がございます。その際には一部動線の制限ということがございますが、こちらについては、この全体工期、1年半程度というところでございますが、1か月程度の工事になるかなというふうには考えておりますので、短期間で終わらせるように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（東口正美君） ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第74号議案 庁舎非常用発電設備等更新工事請負契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第67号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第5号）

○議長（東口正美君） 日程第18 第67号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を議題

に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第67号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和5年度予算執行も残り数か月の執行期間となつてまいりましたが、職員の給与改定及び人事異動等に伴う各科目の職員人件費、報酬単価の改定に伴う会計年度任用職員の報酬、サービス利用者の増等に伴う障害者自立支援給付費、国の公定価格の改定による保育園運営費委託料、受給者数の増等に伴う生活保護費などについて歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億5,333万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394億3,868万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は3億5,652万7,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金、子どものための教育・保育給付交付金及び生活保護費負担金等の増額であります。

第16款の都支出金は2億1,102万4,000円の増額で、障害者自立支援給付費等負担金及び出産・子育て応援事業補助金の増額等であります。

第19款の繰入金金は2億4,428万4,000円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額及び下水道事業会計繰入金の計上であります。

第21款の諸収入は4,149万8,000円の増額で、多摩・島しょ行政手続のオンライン化・事務処理効率化推進事業助成金及び地域環境力活性化事業補助金の増額等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は555万8,000円の増額で、職員人件費及び議会運営費の増額であります。

第2款の総務費は2,720万6,000円の増額で、情報システム管理・運営事業費及び職員人件費の増額等によるものであります。

第3款の民生費は6億8,505万4,000円の増額で、自立支援給付費等事業費、保育園事業費及び生活保護援護事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は8,067万5,000円の増額で、出産・子育て応援事業費の増額及び新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上等であります。

第6款の農林業費は209万円の増額で、職員人件費及び園芸振興対策事業費の増額であります。

第7款の商工費は404万2,000円の増額で、職員人件費及び消費者保護対策事業費の増額であります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。

第8款の土木費は5,145万8,000円の増額で、公園・緑地管理費及び都市計画道路3・4・17号線整備事業費の増額等であります。

第9款の消防費は1,090万円の増額で、消防事務委託費及び消防施設管理費の増額であります。

第10款の教育費は1,365万円の減額で、職員人件費の減額並びに小学校運営費及び中学校運営費の増額等があります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の追加であります。

1つ目は、東大和市駅周辺の拠点形成調査検討委託で、期間を令和5年度から令和7年度までとし、限度額は4,400万円であります。

2つ目は、地域道路計画現状調査等委託で、期間を令和5年度から令和6年度までとし、限度額は1,300万円であります。

3つ目は、空調機洗浄委託で、期間を令和5年度から令和6年度までとし、限度額は778万円であります。

以上であります。事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

初めに、歳入であります。

15款国庫支出金は3億5,652万7,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は2億8,200万5,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は障害者自立支援給付費等負担金1億4,769万円の増額、2節児童福祉費負担金は子どものための教育・保育給付交付金6,754万3,000円の増額、3節生活保護費負担金は6,677万2,000円の増額ありますが、いずれも対象経費の増等に伴うものであります。

2項国庫補助金は7,452万2,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金は1,367万2,000円の増額であります。

1節総務管理費補助金は1,222万1,000円の増額ですが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額であります。

3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は145万1,000円の増額ですが、交付額の確定算定に伴う交付金の増額であります。

2目民生費国庫補助金は548万3,000円の増額であります。

1 節社会福祉費補助金は323万3,000円の増額であります、地域生活支援事業費補助金の増額であります。

2 節児童福祉費補助金は225万円の増額であります、保育所等におけるデジタル化推進事業に係る保育対策総合支援事業費補助金の増額であります。

3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金は5,536万7,000円の増額であります。

2 つ目の出産・子育て応援交付金は5,400万円の増額であります、繰越明許費からの支出を予定した金額の一部が現年度予算からの支出に変更となったことに伴う交付金の増額であります。

9 ページをお開きください。

16 款都支出金は2 億1,102万4,000円の増額であります。

1 項都負担金、1 目民生費都負担金は1 億195万2,000円の増額であります。

1 節社会福祉費負担金は障害者自立支援給付費等負担金7,384万5,000円の増額、2 節児童福祉費負担金は子どものための教育・保育給付交付金2,810万7,000円の増額であります、いずれも対象経費の増等に伴うものであります。

2 項都補助金は1 億889万9,000円の増額であります。

2 目民生費都補助金は3,946万3,000円の増額であります。

1 節社会福祉費補助金は229万1,000円の増額であります。

障害福祉課の地域生活支援事業費補助金は161万6,000円の増額であります、対象経費の見込み増によるものであります。

2 節児童福祉費補助金は3,717万2,000円の増額であります。

子育て支援課の義務教育就学児医療費助成事業補助金は1,447万1,000円の増額、高校生等医療費助成事業補助金は1,614万5,000円の増額であります、いずれも医療費助成費の増等に伴う補助金の増額であります。

3 目衛生費都補助金、1 節保健衛生費補助金は6,292万1,000円の増額であります。

2 つ目のとうきょうママパパ応援事業補助金は1,160万円の減額、3 つ目の出産・子育て応援事業補助金は7,443万4,000円の増額であります、出産・子育て応援事業におけるギフト配布委託料に係る都補助金の組替えであります。

5 目商工費都補助金、1 節商工費補助金は8 万5,000円の減額であります、東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業費補助金の減額であります。

6 目土木費都補助金、2 節都市計画費補助金は660万円の増額であります、狭山緑地フィールドアスレチック内におけるローラースライダー基本計画作成等が補助対象として選定されたことに伴う新たな道路・交通ネットワークをいかしたまちづくり支援事業補助金の計上であります。

11 ページをお開きください。

3 項委託金、1 目総務費委託金、2 節徴税費委託金は17万3,000円の増額であります、課税課の統計資料の提供に伴う建物分類集計調査委託金の計上であります。

13 ページをお開きください。

19 款繰入金は2 億4,428万4,000円の増額であります。

1 項基金繰入金、1 目1 節財政調整基金繰入金は2 億4,427万9,000円の増額であります。一般会計補正予算(第5号)の財源調整としまして財政調整基金とりくずしの増額であります。

2 項特別会計繰入金は5,000円の増額で、5 目1 節下水道事業会計繰入金も同額の計上であります、令和

4年度剰余金の精算に伴う繰入金の計上であります。

15ページをお開きください。

21款諸収入、5項1目1節雑入は4,149万8,000円の増額であります。

デジタル政策課の多摩・島しょ行政手続のオンライン化・事務処理効率化推進事業助成金は2,000万円の増額であります。東京都市長会からの助成金の増額であります。

環境対策課の地域環境力活性化事業補助金は1,064万1,000円の増額であります。狭山緑地及び野火止用水等のナラ枯れに伴う樹木の維持管理に係る東京都環境公社からの補助金の増額であります。

障害福祉課の自立支援給付費等返還金は1,074万4,000円の計上であります。訓練等給付事業に係る自立支援給付費等返還金の計上であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は8億5,333万3,000円の増額で、補正後の予算額は394億3,868万8,000円となるものであります。

17ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

1款1項1目議会費は555万8,000円の増額であります。

1の職員人件費は432万9,000円の増額であります。

職員等の人件費の補正につきましては、ここで一括して説明させていただきます。

恐れ入りますが、75ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

初めに、1の特別職の表であります。

一番左が区分であります。この一番下に比較の欄があります。その中の長等の行を御覧ください。

市長等の期末手当の年間支給率を4.55月から4.65月に0.1月分引き上げることに伴い、期末手当を45万円増額するものであります。

その下の議員の行であります。同様に期末手当を122万9,000円増額するものであります。

次に、76ページの一番上、2、一般職の(1)総括の表であります。

一番下の比較の行を御覧ください。

給与費のうち報酬は343万1,000円の増額、給料は1億2,054万円の減額、職員手当等は5,238万8,000円の増額であります。また、共済費は1,021万2,000円の減額で、合計では7,493万3,000円を減額するものであります。

77ページをお開きください。

一番上のア、会計年度任用職員以外の職員の表であります。

一番下の比較の行を御覧ください。

給与費のうち給料は1億2,054万円の減額、職員手当等は5,271万5,000円の増額、また共済費は950万円の減額で、合計では7,732万5,000円を減額するものであります。これらは、職員の欠員などによる減額、給与改定による0.1月分の勤勉手当の引上げや時間外勤務手当の増額などを反映したものであります。

次に、78ページのイ、会計年度任用職員の表であります。

一番下の比較の行を御覧ください。

給与費のうち報酬は343万1,000円の増額、職員手当等は32万7,000円の減額、また共済費は71万2,000円の減額であります。合計では239万2,000円を増額するものであります。これは主に最低賃金の引上げに伴う報酬の

増額を反映したものであります。

79ページをお開きください。

(2) 給料及び職員手当等の増減の額の明細の表であります。

一番上の給料につきましては1億2,054万円の減額で、主に職員の欠員によるものであります。

職員手当等は5,271万5,000円の増額で、内訳としましては、給与改定に伴う増分が1,391万円、職員の異動等による減分が4,326万8,000円、時間外勤務手当の増分が8,207万3,000円であります。

給与費明細書は以上であります。以降の説明につきましては、職員人件費及び会計年度任用職員報酬は省略をさせていただきます。

恐れ入りますが、19ページにお戻りください。

2款総務費は2,720万6,000円の増額であります。

1項総務管理費は3,537万8,000円の増額であります。

21ページをお開きください。

6目財産管理費は458万1,000円の増額であります。

1の庁舎管理費は455万1,000円の増額であります。中庭の樹木のナラ枯れ被害への対応に係る樹木保全業務等委託料、庁舎空調設備の更新に伴い空きスペースとなった機械室を有効活用するための棚などの購入に係る庁舎管理用備品購入費の計上等であります。

23ページをお開きください。

10目電算管理費、1の情報システム管理・運営事業費は1,464万3,000円の増額であります。法改正等に伴う電算機器・システム保守等委託料の増額等であります。

13目市民センター費は238万1,000円の増額であります。

2の奈良橋市民センター管理費から、25ページをお開きください。13の清原市民センター管理費までは、主に老朽化に伴う施設修繕料の増額等であります。

27ページをお開きください。

2項徴税費は634万7,000円の減額であります。

2目賦課徴収費、2の徴収事務費は11万円の増額であります。所得や収納履歴などから徴収しやすい対象者を合理的に割り出す滞納整理業務支援システム賃借料の計上等であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は401万8,000円の増額であります。

29ページをお開きください。

3の住民基本台帳事務費は62万2,000円の増額であります。交付枚数の増に伴います証明書等コンビニエンスストア交付事務委託料の増額であります。

少し飛びまして、33ページをお開きください。

3款民生費は6億8,505万4,000円の増額であります。

1項社会福祉費は3億3,434万3,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は3,721万9,000円の増額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は532万9,000円の増額、3の介護保険事業特別会計繰出金は927万7,000円の増額、4の後期高齢者医療特別会計繰出金は431万8,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

35ページをお開きください。

3目老人福祉費は189万6,000円の減額であります。

15の新型コロナウイルス感染症対策事業費は260万円の減額であります。不用額が生じたことに伴う介護サービス事業所物価高騰対応助成金の減額であります。

4目障害者福祉費は2億9,902万円の増額であります。

3の自立支援給付費等事業費は2億9,560万円の増額であります。重度訪問介護、共同生活援助及び放課後等デイサービスの利用者の増等に伴う自立支援給付費等の増額であります。

5の地域生活支援事業費は642万8,000円の増額であります。サービス利用者の増に伴う給付費等の増額であります。

37ページをお開きください。

14の新型コロナウイルス感染症対策事業費は350万円の減額であります。不用額が生じたことに伴う障害福祉サービス事業所物価高騰対応助成金の減額であります。

2項児童福祉費は2億5,171万円の増額であります。

1目児童福祉総務費は6,817万3,000円の増額であります。

7の義務教育就学児医療費助成事業費は2,894万3,000円の増額。

39ページをお開きください。

11の高校生等医療費助成事業費は1,614万5,000円の増額であります。いずれも当初の見込みを上回ったことによる医療費助成費の増額等であります。

13の高校生等応援給付金事業費は2,783万1,000円の計上であります。物価高騰の影響を踏まえ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の不用額を活用して、高校生相当の世代に対し、高校生等応援給付金を給付する経費の計上であります。1人当たり1万円相当の電子マネーを支給するものであります。市の公式LINEへの友だち登録をした方を主な対象とすることで今後の施策に生かすことができるものと考えております。

なお、支給対象者は2,400人を想定しております。

41ページをお開きください。

2目児童措置費は2億2,445万9,000円の増額であります。

2の保育園事業費は2億1,796万3,000円の増額であります。国の公定価格の改定に伴う運営費委託料の増額であります。

10の新型コロナウイルス感染症対策事業費は445万円の減額であります。不用額が生じたことに伴う保育施設等物価高騰対応助成金の減額であります。

11の保育環境改善等事業費は1,094万6,000円の計上であります。使用済おむつ保管用ごみ箱購入等事業補助金及び保育士の業務負担軽減等に係る保育所等におけるデジタル化推進事業補助金の計上であります。

3目市立保育園費は2,716万1,000円の減額であります。

2の狭山保育園運営費は30万円の増額であります。狭山保育園父母の会の活動維持を図るための狭山保育園父母の会補助金の計上であります。

43ページをお開きください。

4目子育て支援費は85万1,000円の増額であります。

1 の子ども家庭支援センター運営費は34万円の増額、3 の一時預かり事業費は51万1,000円の増額であります。いずれも老朽化に伴う冷暖房機購入費の計上であります。

3 項生活保護費は9,976万1,000円の増額であります。

45ページをお開きください。

2 目扶助費、2 の生活保護援護事業費は8,903万円の増額であります。生活保護受給者の増等に伴う生活保護費の増額であります。

47ページをお開きください。

4 款衛生費は8,067万5,000円の増額であります。

1 項保健衛生費は6,988万円の増額であります。

1 目保健衛生総務費は6,032万5,000円の増額であります。

8 の出産・子育て応援事業費は8,100万円の増額であります。繰越明許費からの支出を見込んでいた金額の一部が現年度予算からの支出に変更されたことによる出産・子育て応援給付委託料の増額であります。

11 の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,020万円の計上であります。国の交付金の不用額を活用し、市の保健衛生事業に協力している医療機関に対する医療機関物価高騰対応助成金の計上であります。1 医療機関当たり10万円の助成を予定しております。

2 目予防費、1 の予防事業費は273万5,000円の増額であります。風しん抗体検査の実施件数の増に伴う検査事務手数料及び検査委託料の増額であります。

49ページをお開きください。

3 目保健センター費、1 の保健センター運営費は22万円の増額であります。老朽化に伴う自動ドア更新工事費の計上であります。

7 目環境保全費、5 の野火止用水保全対策事業費は660万円の増額であります。ナラ枯れ被害樹木の伐採等に係る野火止用水維持管理委託料の増額であります。

51ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費は209万円の増額であります。

4 目園芸振興費、1 の園芸振興対策事業費は66万円の増額であります。令和5年12月末に閉園を予定している奈良橋市民農園原状回復工事費の計上であります。

少し飛びまして、55ページをお開きください。

8 款土木費は5,145万8,000円の増額であります。

2 項道路橋りょう費は17万4,000円の減額であります。

1 目道路維持費は709万4,000円の増額であります。

3 の交通安全施設管理費は459万4,000円の増額であります。要望等に伴う施設修繕料の増額であります。

6 の駅前広場管理費は250万円の増額であります。東大和市駅の駅前トイレの補修に係る駅前広場維持補修工事費の増額であります。主に照明、床、だれでもトイレの扉を修繕するものであります。

2 目道路新設改良費、1 の市内道路改良事業費は726万8,000円の減額であります。主に委託内容の見直し等による地域道路計画修正委託料の減額であります。

57ページをお開きください。

3 項都市計画費は5,763万9,000円の増額であります。

1 目都市計画総務費は441万9,000円の減額であります。

3の都市計画事務費は100万4,000円の増額であります、東大和市駅周辺の拠点形成調査検討アドバイザー業務委託料の計上であります。

2目下水道費、1の下水道事業会計繰出金は678万円の増額であります、今回の下水道事業会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費、1の公園・緑地管理費は2,029万円の増額であります、主にナラ枯れ被害樹木の伐採等に係る公園等維持管理委託料及び老朽化に伴う狭山緑地土留め木柵の改修に係る公園等維持補修工事費の増額であります。

59ページをお開きください。

4目街路事業費、2の都市計画道路3・4・17号線整備事業費は3,498万8,000円の増額であります、協議完了に伴う配電設備等移設補償費の計上であります。

61ページをお開きください。

9款1項消防費は1,090万円の増額であります。

1目常備消防費、1の消防事務委託費は320万円の増額であります、令和5年度の委託料が確定したことに伴う消防事務委託料の増額であります。

3目消防施設費、1の消防施設管理費は770万円の増額であります、老朽化に伴う可搬消防ポンプ購入費の計上で、各分団に1台配備するものであります。

63ページをお開きください。

10款教育費は1,365万円の減額であります。

1項教育総務費は300万6,000円の減額であります。

3目教育指導費は424万7,000円の増額であります。

14の情報教育推進事業費は345万3,000円の増額であります、特別支援学級の児童・生徒数の増が見込まれることから、タブレット端末を追加購入するための電算機器等購入費の増額であります。

65ページをお開きください。

2項小学校費は718万8,000円の増額であります。

1目学校管理費は640万9,000円の増額であります。

1の小学校運営費は503万4,000円の増額であります、普通教室等に設置している空調機能力回復を図るための空調機洗浄委託料の計上であります。

4目学校保健衛生費、1の小学校健康管理事業費は102万6,000円の増額であります、老朽化した水銀体温計等の廃棄に係る水銀含有物処分等委託料の計上であります。

67ページをお開きください。

3項中学校費は429万8,000円の増額であります。

1目学校管理費、1の中学校運営費は380万5,000円の増額であります、巨木化・老木化した四中の樹木の伐採に係る学校緑化整備委託料の増額及び普通教室等に設置している空調機能力回復を図るための空調機洗浄委託料の計上であります。

4目学校保健衛生費、1の中学校健康管理事業費は49万3,000円の増額であります、老朽化した水銀体温計等の廃棄に係る水銀含有物処分等委託料の計上であります。

4項社会教育費は2,744万2,000円の減額であります。

69ページをお開きください。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は86万2,000円の増額であります。老朽化に伴う施設修繕料の増額で、自動ドア、視覚障害者用のタイル、レファレンス室のロールスクリーン等の修繕を予定しております。

71ページをお開きください。

5項保健体育費は531万2,000円の増額であります。

1目保健体育総務費は82万5,000円の増額であります。

3のスポーツ振興事業費は83万4,000円の増額であります。老朽化に伴う多摩湖ランニングコース路面標示に係る施設修繕料の計上及び不足が見込まれる多摩湖駅伝大会負担金の増額であります。

2目体育施設費、1の体育施設運営費は472万6,000円の増額であります。主に老朽化に伴う上仲原公園野球場外野のフェウルライン補修に係る施設修繕料の増額及び卓球台やネット等の老朽化に伴う市民体育館運営備品購入費の計上であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は8億5,333万3,000円の増額で、補正後の予算額は394億3,868万8,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○15番（中間建二君） 4点お尋ねをいたします。

補正予算書40ページの高校生等応援給付金事業でありますけれども、今回、高校生等の世代に給付金を給付することは市独自の画期的な施策であるかと思えます。これまで実施に向けてどのような検討を行ってきたのか、また事業の目的や効果を伺わせていただきたいと思えます。また、給付額や給付方法等はどのように想定をされているのか、再度お尋ねいたします。

続いて、56ページの駅前広場管理費でありますけれども、駅前広場維持補修工事費、増額となっておりますが、令和5年度の当初予算においては、駅前トイレのリニューアル工事を行われるという御説明があったかと思えますが、今回増額補正が必要となった要因について御説明をいただきたいと思えます。

58ページの都市計画事務費でありますけれども、東大和市駅周辺の拠点形成調査検討アドバイザー業務委託料が計上をされております。今回東大和市駅周辺の拠点形成調査の検討と、現在進めております都市マスタープランの改定とはどのような関連性があるのか伺いたいと思えます。また、東大和市駅周辺の活性化は当市の魅力向上を図る上での大きなポイントとなりますが、どのようなまちづくりを今想定されて進めようとしてされているのか、そのお考えをお尋ねいたします。

最後に、60ページの都市計画道路3・4・17号線整備事業費でありますけれども、配電設備等移設補償費が計上をされておりますが、これはどのような内容なのか、またこの都市計画道路の整備は道路の拡幅整備に合わせて電線の地中化を行うことで東大和市駅周辺の魅力向上にも大きく寄与するものとなりますが、今後の事業の進捗の見通しについても伺わせていただきたいと思えます。

以上です。

○子育て支援課長（原 里美君） 補正予算書40ページ、高校生等応援給付金事業費でございます。

実施に向けての検討の経過と事業の目的でございますが、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大後

の物価高騰対策として、子育て世帯の保護者に対して負担の軽減を目的とした様々な給付金事業を実施してまいりましたが、若者に対する給付金事業は未実施となっております。

そこで、物価高騰の影響を受ける若者に直接経済的支援を行うことを目的に、国の地方創生臨時交付金を活用し、高校生の年代の方に対する市独自の給付金事業を実施することにいたしました。給付額や給付方法につきましては、LINEの機能を利用し、高校生等1人につき1万円分の電子マネーの残高付与により支給する予定としております。効果としましては、LINEの機能や電子マネーを使って給付金を直接給付することにより、若者に対し迅速に効果的に支援ができると考えております。

また、給付金の申請時に市の公式LINEの友だち登録や市の子育て施策に関するアンケートの依頼をさせていただくことを予定しておりますので、これにより高校生世代の若者の意見聴取や若者への市の情報発信のきっかけになると考えております。

以上でございます。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 補正予算書56ページ、駅前広場管理費でございます。

老朽化した東大和市駅前のトイレの改修を行うものでございますけれども、当初外壁やパーティションなどの改修を予定しておりましたが、ここで補正予算をさせていただくことによりまして、男子、女子、だれでもトイレの床やパーティション、あと照明、こちらのほうの改修を行うことによりまして快適に使用していただけるようにするものでございます。また、だれでもトイレのスライドドアのほうの改修を行う予定でございます。

次に、4点目のほう、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

60ページの都市計画道路3・4・17号線整備事業の関係でございます。

令和4年度に東京電力が実施いたしました電線共同溝設置に伴う支障移設工事につきまして、そのときに予定額と請求額に差があったことから、内容につきまして継続的な協議を実施しておりました。ここで東京電力株式会社から支障移設工事費が増額した理由の説明等がございまして、理由に妥当性があるというふうに判断したため補正予算を計上したものでございます。

今後の事業の進捗の見通しにつきましては、現在、地下埋設物の占用物件である下水道管の移設工事を実施しているところでございます。令和6年度以降も、地下埋設物の移設、電線共同溝に関する工事、道路整備工事などを行う予定でございます。

事業全体の完了時期につきましては、現時点では具体的にお示しできる段階ではございませんけれども、今後も引き続き、用地取得の遅れ等に伴う事業完了時期への影響をできる限り抑えるべく、関係各所と調整を適切に進めながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 補正予算書58ページ、東大和市駅周辺の拠点形成調査検討アドバイザー業務委託料に関する御質疑についてであります。今般作成いたしました都市マスタープラン全体構想（素案）において、東大和市駅周辺は賑わい・交流・活力ある魅力的な拠点の一つに位置づけることとしております。東大和市駅周辺の拠点形成を着実に進めていくためには、都市マスタープランの改定と並行して調査検討を行い、改定後も切れ目のない取組を進めることが必要でありますことから、今回東大和市駅周辺の拠点形成調査検討委託などの予算を補正計上しようとするものでございます。

私からは以上でございます。

○まちづくり部長（金子秀之君） 同じく補正予算書58ページ、東大和市駅周辺の拠点形成調査検討アドバイザー業務委託料に関する2点目の御質疑、東大和市駅周辺の今後のまちづくりについてであります。東大和市駅周辺では、都市計画道路3・4・17号線の整備や、商業・業務、居住、公共・公益などの都市機能の高度な集積、また鉄道、バス、タクシーなどの乗換え・待合機能の充実などを図り、拠点性を高めることで、東大和市の玄関口としてふさわしい魅力的なまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） それでは、何点か質疑させていただきます。

予算書49ページから50ページ、ナラ枯れ被害の樹木保全業務、野火止用水保全対策事業費でございます。

野火止用水の維持管理の増額につきまして、樹木保全業務の内容など、その詳細について伺いたいと思います。

続きまして、公共施設の老朽対策について何点か伺います。

予算書43ページから44ページの子ども家庭支援センター運営費から、このセンターの冷暖房機購入の費用が計上されておりますけれども、耐用年数はどのくらいなのでしょう。また、今後発達支援センターの建設等が進むことになっておりまして、子ども支援施策推進の中心拠点となる、そういった様々な施設、充実をさらに図っていくことが重要になってくるというふうに考えてございます。今回のように設備の更新を続けながら現在の子ども家庭支援センターをどの程度まで使用していくのか伺います。

続きまして、予算書49ページから50ページ、保健センター運営費の中で、これも同様に、自動ドアでしょうか、更新をされるかと思うんですけども、耐用年数と新たな保健センターの建設を視野に入れたときに、設備の更新を続けながらどの程度まで使用していく考えか伺います。

続きまして、71ページから72ページの上仲原公園野球場の補修につきまして、その補修の理由と効果について伺います。これは体育施設運営費でございますね。

続きまして、61ページから62ページの消防施設管理費の中で、可搬消防ポンプが購入されますけれども、その耐用年数について伺います。

続きまして、戻りまして予算書41ページから42ページ、保育環境改善等事業費におけます使用済おむつの保管用ごみ箱の購入等について伺います。

これまで、各保育園におけます使用済紙おむつの処理はどのように行われていたのでしょうか。また、今回のごみ箱購入による効果はどのようなものなのか、職員の業務、また保護者の利用への影響について伺います。布おむつを使用している保育園もあるかと思っておりますけれども、今回の対応においてそうした園に何らかのメリットがあるのかどうか伺います。

また、全国の中では、保育園で紙おむつのサブスクリプションが導入されておりますけれども、今後当市におきましても各保育園でそういった紙おむつのサブスクリプションが導入されていく可能性がある場合に、今回購入する際、購入する保管用のごみ箱が紙おむつのごみ処理の手間の軽減に有効なのかどうか、その点についても伺いたいと思います。

以上です。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 補正予算書50ページ、野火止用水保全対策事業費でございます。

令和2年度から継続しているナラ枯れ被害の拡大防止対策及び植生保全を行うため、萌芽更新ができなかった樹木の抜根を行うものでございます。事業全体といたしましては、ナラ枯れ被害樹木の伐採や樹木の剪定、

萌芽更新エリアの下草刈りを実施し、植生保全を行っているところでございます。

以上でございます。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 補正予算書の43ページから44ページ、子ども家庭支援センター運営費の冷暖房機の購入費についてであります。当該機器の税制上の耐用年数は6年とされております。

現在の子ども家庭支援センターの建物は、昭和60年度に東京都が開設した東大和保健相談所の建物を使用しており、建築から38年が経過しています。令和17年度に築50年となり税制上の耐用年数を迎えますが、当面使用を続けることに支障はない状態でございます。

なお、公共施設再編計画におきましては、周辺の建築系の公共施設の大規模改修や建て替えの時期に統合・複合化を検討することとしております。

次に、補正予算書49ページから50ページ、保健センター運営費の自動ドア更新工事費についてでございますが、当該機器の税制上の耐用年数は12年とされております。現在使用している正面入り口の自動ドアは内側のセンサー類が平成19年——2007年製で15年以上経過しているため、誤動作・誤作動のおそれがあることから更新をするものであります。

現在の保健センターの建物は平成19年度に建築し、16年が経過しています。令和27年度に築38年となり税制上の耐用年数を迎えますが、公共施設再編計画におきましては、周辺の建築系の公共施設の大規模改修や建て替えの時期に統合・複合化を検討することとしております。

以上でございます。

○**総務部参事（関田孝志君）** 補正予算書61ページ、可搬消防ポンプについてでございます。

こちらにつきましては、メーカーから10年程度の更新で推奨されているものでございます。

なお、ここで更新する可搬消防ポンプにつきましては、配備してからおおむね20年ほど経過してございます。修繕部品の供給ができないことから更新を行うものでございます。

以上でございます。

○**生涯学習課長（岩野秀夫君）** 補正予算書72ページ、上仲原公園野球場の施設修繕に関するところでございます。

現在上仲原公園野球場のファウルラインにつきましては、テープ状のものを金具で固定する仕様になってございます。この金具が経年によりまして、土から浮いて外れてしまうような事象が発生しておりまして、その都度固定し直してはいるんですが、利用者がけがををする危険性が高くなっております。そこで、この仕様を改めて、ファウルラインのテープと金具を撤去いたしまして、石灰でラインを引けるようにグラウンドを再整備するものでございまして、利用者が安全に安心して野球ができるよう補修するものでございます。

以上でございます。

○**子ども未来部長（志村明子君）** 補正予算書41から42ページ、保育環境改善等事業費における使用済おむつ保管用ゴミ箱購入等についてであります。初めに、おむつの処理につきまして、市内の保育園におけます令和4年度の状況での御説明となりますけれども、紙おむつを使用している13園のうち8園で保護者の持ち帰りとし、5園で保育園で処分を行っているとのことであります。保護者の持ち帰りとしている園では、おむつ換えを行った際に、園児ごとに保育士がおむつを振り分けてビニール袋に入れ、園児の保護者が家庭に持ち帰ってごみとして処分しているとのことであります。

次に、保育施設において、このゴミ箱購入による効果についてでございますけれども、保育施設において、

令和6年1月頃から使用済紙おむつの一括処分を実施できるよう準備を進めているところであります。この一括処分に当たりましては、回収までの一定期間、使用済紙おむつを衛生的に保管するごみ箱の購入等に対し補助を行う内容となっております。このことにより、保護者の持ち帰り及び職員の子供ごとの振り分けが不要となりますことから、保護者と職員双方の負担を軽減する効果があると考えております。

また、布おむつを使用している市内の保育施設につきましても、紙製のおむつライナーを併用して使っているというのを聞いておりますので、ごみ箱の購入により衛生的に一時保管ができる効果があると考えております。

最後に、今後の紙おむつのサブスクリプション等の導入等でございますけれども、市内の保育園におきましても、既にサブスクリプションを導入している園が複数あると聞いております。紙おむつのサブスクリプションにより保護者は保育園で使用する紙おむつの準備が不要となり、持ち帰りの不要と併せて保護者の負担がさらに軽減されると考えております。また、紙おむつの数量の調整やサイズ指定を保護者に個別に依頼することが不要となり、一定のメーカーでの紙おむつとなりますことから、保育園におきましても使用済紙おむつの処理が簡便化するなど、ごみ処理の手間が軽減されることも考えられると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 何点か伺います。

補正予算書20ページから各款に計上されています会計年度任用職員報酬増額ですけれども、10月に行われた最低賃金の改定に伴う増額という説明でしたが、東京都の最低賃金幾らになったのか、また実際に当市の会計年度任用職員の報酬、どの程度の増額になったのか伺います。

また、総務省は10月20日に地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての総務副大臣通知として、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること」とする通知を出しています。今回市職員の給与の引上げが4月に遡って行われましたけれども、この通知に従って会計年度任用職員の報酬も4月に遡って適切に引き上げるべきだと考えますが、その点についての御認識を伺います。

続いて、補正予算書28ページの滞納整理業務支援システム賃借料ですけれども、このシステムによって滞納整理が今までとどのように変わるのか伺います。担税力のない方に機械的に取り立てるようなことにつながらないか、その点が心配なんです、そのあたりの御認識を伺います。

それから、補正予算書40ページの高校生等応援給付金事業費、先ほども御答弁を伺って大体のところは理解したんですけれども、高校生年齢の方のスマホの所持率、90%後半ということでは聞いてるんですが、様々な事情でスマホを持ってないこの年齢の対象者もいると思うんですが、そういう方はどのような扱いになるのか伺います。そういう方も含めて、周知方法、それから時期についても伺います。

次に、補正予算書48ページの医療機関物価高騰対応助成金ですけれども、対象の医療機関等と1医療機関当たりの助成額、助成を受けるための手続、申請が必要なのかどうかなども含めて、それから助成の時期など事業の詳細を伺います。

それから、補正予算書50ページの野火止用水維持管理委託料と、補正予算書58ページの公園・緑地管理費のところ、ナラ枯れ被害への対応ということですが、これ、先ほどの伐採ではなくて、もう伐採したところで根が残っているところの抜根ということなのか、新たな伐採もあるのか、ちょっとその辺のことを教えていただきたいのと、それからナラ枯れ被害への対応、必要な対策だとは思いますが、市民の方からは度々

木が切られているということで心配の声を何度も聞いています。木を伐採した後の緑化の計画についてこれまでも何度か伺いしてるんですけども、その後の検討状況を伺います。

最後、補正予算書66ページの小学校運営費、空調機洗浄委託料と、補正予算書68ページ、中学校運営費の空調機洗浄委託料のところで、こちらも事業の詳細について、対象となる空調機やスケジュールなど詳細を伺います。

以上です。

○職員課長（高田匡章君） 補正予算書20ページからの会計年度任用職員報酬の増額についてであります。

初めに、東京都の最低賃金でありますけども、令和5年10月1日から41円引上げとなり、1,113円となったところであります。

次に、令和5年10月に行いました最低賃金の引上げに伴う報酬の増額であります。臨時11時間開所保育補助員にあつては時間額を30円、また一般事務ほか10の職種にあつては時間額を40円引き上げて1,120円としたところあります。

次に、今回の補正であります。内容といたしましては、本年10月の報酬単価の引上げのほか、その他理由により生じた会計年度任用職員の報酬額の過不足、こういったものを補正するものでありまして、総務副大臣通知を踏まえたものではございません。

以上でございます。

○納税課長（中野哲也君） 補正予算書28ページ、滞納整理業務支援システム賃借料についての御質疑でございます。

当該システムにおいては、合理的な根拠である所得、滞納状況、収納履歴、滞納処分歴などを点数化いたしまして、納税者への対応の優先順位を当該システムにより算出されるものでございます。一般的に納付の期待が高い事案については催告の対象となりまして、低い事案につきましては差押えの対象となります。

なお、当市の運用についてでございますが、限られた職員数と時間の中で効率的な滞納整理事務を進めていくために徴税吏員が必要な判断材料とするものでございます。例えば納付の期待が高い事案に対しましては、納税管理及び徴収補助等業務委託の受託事業者に電話による催告や納税案内を担ってもらい、自主納付へと導いていただくものでございます。一方、納付の期待が低い事案に対しましては、徴税吏員がこの間の財産調査の結果などを踏まえて担税力の判断を行っていくものと考えております。

以上でございます。

○子育て支援課長（原 里美君） 補正予算書40ページ、高校生等応援給付金事業費でございます。

スマートフォンを持っていない方などの対応ですが、原則としてLINEを使用しての申請・給付を想定しておりますが、事情によりこの方法が難しい方につきましては、申請時に御相談いただければ、紙の申請書による申請、口座振込による支給等の採用をさせていただく予定としております。

周知の方法につきましては、対象となる方に通知を郵送させていただくほか、市報、市のホームページ等に掲載いたします。

対象者への通知の時期につきましては、令和6年1月中旬を予定しております。

以上でございます。

○健康推進課長（幸村有紀君） 補正予算書48ページ、医療機関物価高騰対応助成金についてでございます。

対象となる医療機関は、市の保健衛生事業に御協力をいただいている医師会、歯科医師会、薬剤師会に加入

をしている診療所、薬局とし、1医療機関当たりの助成金額は10万円としております。

手続につきましては、申請書により申請をいただく予定としており、助成の時期につきましては令和6年2月頃になる予定でございます。

以上でございます。

○**土木公園課長（廣瀬 裕君）** 補正予算書の50ページ、野火止用水保全対策事業費と、補正予算書58ページ、公園・緑地管理費の関係でございます。

今回補正でさせていただきます野火止用水のほうの維持管理委託のほうにつきましては抜根でございます。それで、公園等の維持管理業務に関しましては伐採になります。

樹木の伐採後の緑化の関係につきましては、公園等の樹木の役割を考慮しながら、公園の改修に合わせて樹木の在り方についても検討し、公園等の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**学校施設更新等担当課長（中橋 健君）** 補正予算書66ページ、小学校運営費、空調機洗浄委託料及び68ページ、中学校運営費、空調機洗浄委託料についてでございますが、室内機の内部にほこりなど経年の汚れが蓄積し冷房効率の低下の原因となっておりますことから、室内機の分解洗浄を行い対応するものでございます。対象校は小・中学校全校であります。

令和5年度につきましては、小・中学校の普通教室全体の室内機洗浄を順次行いまして、令和6年度は小・中学校特別教室等の使用頻度により汚れている室内機の洗浄を順次実施していく計画であります。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 補正予算書20ページからの会計年度任用職員報酬増額のところで、この総務省の通知を踏まえたものではないということなんですけれども、この通知自体については御存じだったのかどうかという点と、またやはりこの通知に基づいて会計年度任用職員の報酬を引き上げる必要があると思うんですが、その点についての御認識を伺います。

ごめんなさい。それから、時給が上がった方っていうのは元の時給が1,080円の方と1,090円の方、それ以外の方については改定されていないということですのでいいんですよねっていうことをちょっと確認させてください。

それから、補正予算書28ページの滞納整理業務支援システム賃借料のところで、あくまで判断材料の一つであって、機械的に行うものではないというふうに理解したんですけれども、その点を踏まえて、様々な事情をお持ちの方いらっしゃると思いますので、引き続き丁寧な対応をお願いしたいと思います。こちらは御答弁結構です。

○**職員課長（高田匡章君）** 補正予算書20ページからの会計年度任用職員の報酬の増額であります。

まず初めに、総務省からの通知につきましては承知をしているところであります。

続きまして、会計年度任用職員につきましては、その専門性であったり職務の内容、また資格等を踏まえた報酬単価とするとともに、補助的な業務にあつては最低賃金を考慮した上での時間単価としておりますことから、今回の給与改定を踏まえての報酬額の引上げは予定はしておりません。

それから、10月に引上げを行いました会計年度の職種といたしましては、1,080円と1,090円、この2つの職種の方であります。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 36ページの介護サービス事業所物価高騰対応助成金260万円の減額、38ページの障害福

祉サービス事業所物価高騰対応助成金350万円の減額、保育施設等物価高騰対応助成金445万円の減額ということですが、それぞれについて減額で助成金は幾らになったのか、以前にも同様の助成があったと思いますけども、そのときの助成額幾らだったのか伺います。伺いたいのは、結果として、前回実績との関係も含めて支給漏れなどの状況がないのかという点を確認したいということです。

それから、2点目に、38ページの義務教育就学児医療費助成事業費2,894万3,000円の増額、40ページの高校生等医療費助成事業費1,614万5,000円の増額の理由を教えてください。また、未就学児についてはどうなのかという点も教えてください。

それから、46ページの生活保護費8,903万円の増額理由を教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○介護保険課長（里見拓美君） 補正予算書36ページ、介護サービス事業所物価高騰対応助成金の実績についてであります。令和5年度は1,700万円、令和4年度は1,300万円の助成金を支給し、いずれも申請に基づくもので、支給漏れはございません。

以上でございます。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書38ページ、障害福祉サービス事業所物価高騰対応助成金の減額についてでございますが、減額により最終的な助成金の合計額は1,280万円となりました。また、昨年度に2回事業所に対しまして助成を行いました。6月補正にて対応した助成におきましては合計で1,590万円、12月補正にて対応した助成におきましては合計で480万円となります。

市におきましては、おのおの助成において2回にわたり事業者への申請の勧奨のお知らせを行いました。助成を必要とされる事業所に対しましては適切に交付ができたものと認識をしております。

以上でございます。

○子ども未来部長（志村明子君） 補正予算書42ページ、保育施設等物価高騰対応助成金の減額についてであります。令和5年度、市内保育施設31施設のうち27施設に支給金を交付しており、合計額は2,385万円です。

令和4年度も同様の助成金の支給を行っておりますけども、支給漏れとなった対象の施設はございません。

以上です。

○子育て支援課長（原 里美君） 補正予算書38ページ、義務教育就学児医療費助成事業費と、40ページの高校生等医療費助成事業費の増額の理由でございますが、主に医療費助成費が当初の見込みよりも増となったことによるものでございます。

また、未就学児対象の乳幼児医療費助成事業費につきましては、現在のところ、現予算額の範囲で不足はないと見込んでおります。

以上でございます。

○生活福祉課長（青木一麻君） 補正予算書46ページ、生活保護費についてでございます。

増額理由については生活保護世帯の増によるものでございますが、生活保護世帯の増加の要因につきましては、折からの物価高騰に加え、コロナ禍において実施されていた各種助成金や給付金、社会福祉協議会の特例貸付などが令和4年度におおむね終了となったことにより、それらにより生計を維持されていた方たちが生活保護申請に至っているものと考えております。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） 何点か伺います。

まず補正予算書15、16ページのところで、諸収入の雑入の中の障害福祉課、自立支援給付費等返還金のこれがどういうものなのか、詳細を教えてください。

それから、補正予算書35、36ページ、介護サービス事業者支援等事業費の中で、地域密着型サービス事業所開設準備経費補助金、増額なんですけども、これは新しい介護事業所ができるということだと思うんですが、どういう事業所ができるのかというのを教えてください。

それから、補正予算書41、42ページ、保育環境改善等事業費の中で、保育所等におけるデジタル化推進事業補助金が計上されていますが、この保育所のこういったところをデジタル化することによって使われるのかをお聞きます。

それから、補正予算書の55、56ページ、交通安全施設管理費のところで、施設修繕料増額なんですけれども、交通安全施設を修繕など、要望などを踏まえてしたということなんですけど、具体的にこういった施設をどのように修繕したのか教えてください。

その下の駅前広場管理費のところで、東大和市駅前のトイレの補修をしたということなんですけれども、これは老朽化とか古くなっていたということで新しくきれいにしたということだと思うんですが、トイレを安全に使いたいというような市民の方からの声を聞いていまして、そういった安全に使えるトイレという観点での補修っていうのも含まれているのかっていうところをちょっとお聞かせください。

それから、補正予算書65、66ページ、小学校運営費の空調機洗浄委託料、そして次の67、68ページで中学校運営費の中の空調機洗浄委託料なんですけども、今回分解洗浄するということなんですけど、通常の清掃とか、どういふにこの空調を管理しているのかということをお聞かせください。

それから、補正予算書の75ページのところからの給与費明細書があるんですけども、この中で、77ページのところに会計年度任用職員以外の職員の職員数の欄がありますが、これ比較で20人少なくなっているということなんですけども、欠員というようなことを先ほど言われてたんですけど、たくさん辞めてしまったということなのかと思うんですが、この人数が減ってしまった要因ですとか、そういったところをお願いします。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書16ページ、自立支援給付費等返還金であります。東京都が令和4年に該当法人に対する監査を行った結果、就労継続支援B型事業所の給付費において不正請求があったと認定したことを受けまして、市が該当法人に対して支払った給付費の返還及び支払った給付費に100分の40を乗じて得た金額を不正利得加算金として支払いを求めたものでございます。

以上でございます。

○介護保険課長（里見拓美君） 補正予算書35ページ、地域密着型サービス事業所開設準備経費補助金の対象施設につきましては、令和5年6月に仲原地区に開設しました看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設に係るもので、本件は補助額を増額するものでございます。

以上でございます。

○子ども未来部長（志村明子君） 補正予算書41から42ページ、保育環境改善等事業費についてであります。保育所におけるデジタル化の具体的な内容としましては、保育園の登園と降園の時間や出欠席の管理をスマートフォンやタブレットで行う登降園システム、また保育所の子供の様子を写真や動画で配信する通信機能、おたより帳や園だよりなど、保護者への情報提供のデータ通信等が想定され、保護者の利便性の向上と、あと保育業務の負担軽減等が図れるものとなっております。

以上です。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 補正予算書55ページ、56ページ、交通安全施設管理費の施設修繕でどういった修繕をしたのかにつきましては、カーブミラーの破損や切れかかっている区画線を補修したっていうようなものになります。

以上でございます。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 補正予算書56ページ、駅前広場管理費の関係でございます。

これまで市民の方からは、中が暗いですとか汚いというようなお声があったというふうに認識しております、これの工事を進めるに当たって快適に使用できるようになるというふうなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○学校施設更新等担当課長（中橋 健君） 補正予算書66ページ、小学校運営費、空調機洗浄委託料及び68ページ、中学校運営費、空調機洗浄委託料についてでございますが、小・中学校に設置しております空調機につきましては、通常の清掃といたしまして、室外機のフィルターを年2回、清掃を行っているところでございます。

以上でございます。

○職員課長（高田匡章君） 補正予算書75ページからの給与費明細書のうち、正規職員の人数の減の理由について申し上げます。

一般職の減少につきましては、正規職員が20人の減となっております、会計年度任用職員は3人の増、差引きで17人の減となります。

主な理由でありますけれども、令和5年4月時点の欠員でありますけれども、正規職員は全部で21人でありまして、途中採用などを行うなどして対応を行ってきたところでございますけれども、内定後の辞退であったり、また同時に年度途中の退職者、こういった方もいらっしゃることから、依然として不足が続いている状況にございます。

また、不足する職員のポストにつきましては、再任用短時間職員を配置することによって対応を行っているところであります。

以上でございます。

○4番（関 綾子君） ありがとうございます。

補正予算書の65、66、小学校運営費の空調の洗浄委託料、68の中学校の空調機洗浄委託料なんですけれども、通常は室外機は年に1回洗浄している、清掃しているってことなんですけれども、空調自体を日々の日常の中で清掃なりするのは、やっぱりこれはできないということなのかということと、あとどのぐらいの期間を使って、また今回のような分解して洗浄するという洗浄が必要になるのかっていうのを教えてください。

○学校施設更新等担当課長（中橋 健君） 補正予算書66ページ、小学校運営費、空調機洗浄委託料及び及び68ページ、中学校運営費、空調機洗浄委託料につきましてはの清掃につきましては、通常、学校の空調機につきましては、委託の中で仕様で定めております年2回のフィルター清掃、これのみということで、それ以上の清掃は行ってないところが現状でございます。

また、今回のような洗浄委託、委託で出して洗浄するようなものにつきましては、メンテナンス契約業者からは5年を目安に実施するのが理想であるというふうな説明を受けておりますが、実際として、空調機の稼働時間や室内の環境等により汚れの具合に差が生じますので、5年後をめどに状況を確認し、改めて計画してま

いたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔18番 佐竹康彦君 登壇〕

○18番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は、公明党を代表し、第67号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第5号）に対し、賛成の立場から討論いたします。

令和5年も明日で師走を迎え、年度終了まで残すところ4か月余りとなりました。各事業も順調に進捗されていることと拝察しますが、今補正予算第5号におきましては8億5,333万3,000円の増額がなされました。質疑を通して、市民生活を支える取組の充実が図られるものと受け止めております。

公共施設の老朽化対策では、子ども家庭支援センターや保健センターの設備、各消防団の可搬消防ポンプが更新され、上仲原公園野球場の修繕も行われます。また、市民センターや小・中学校、公民館、図書館などの各施設の補修・保全等も行われる予定であり、市民生活に密着した施設の安全性・利便性の向上が図られることになりました。市民の安全・安心が確保されるよう順調に対策が進捗することを望みます。

高校生等応援給付金事業費において2,783万1,000円の増額がなされました。2,400人が対象となる事業で、コロナ禍後の物価高騰対策において高校生相当世代に向けた施策が実施されなかったところ、その生活を支える市独自のお取組をされるとのことでした。大変重要な事業と考えます。国からの地方創生臨時交付金を有効に活用し若い世代を支えることは、将来の東大和を築くことと同義であると考えます。

また、給付方法も、LINE機能の活用など当該世代に親和性の高い手法を取ることで迅速な給付が図られるとともに、若い世代からの意見聴取や、逆にその世代への情報発信の機会も創出されることは、将来の市政運営やまちづくりを見据えたすばらしい取組であると評価いたします。恩恵を受ける世代はもとより、多くの市民の理解を得られるよう努めながら、未来をつくる活気的な事業となるよう、十全なお取組をお願いいたします。

保育環境改善等事業費では、認可保育園等における使用済おむつの保管用ごみ箱の購入がなされます。これまでの取扱いがより改善され、職員や保護者の負担が軽減され、より利用しやすい園の環境が整うものと考えます。子育て・教育で選ばれるまちを目指す本市として、細かな目配りの利いた事業と評価いたします。各認可保育園等と連携し、環境整備にさらに力を入れていっていただきたいと考えます。

ナラ枯れ被害による野火止用水保全対策事業費では660万円の増額がなされます。これまで被害防止対策を継続して行っていただいておりますが、市内景観や環境を保全しつつ適正な緑の管理を行うことの難しさをここ数年のナラ枯れ対策で実感をするところです。市民生活を守る立場から、大きな事故を未然に防ぎ植生を保

全していく重要な事業でございますので、ぜひ安全に十分配慮しつつ、事業を進めていただきたいと思いますと考えます。

駅前広場管理事業費では、東大和市駅前のトイレ補修がなされます。私どもも日頃より老朽化した駅前トイレの改善要望を市民の方からいただいてまいりました。男女及びだれでもトイレにおいて、手をつけられるところから着実に補修していただくことで利用者の利便性や安全性が向上するとともに、市の玄関口である駅前の環境改善に役立つものと考えております。今後のさらなる修繕も勘案しながら工事を進めていただきますようお願いいたします。

都市計画事務費では、東大和市駅周辺の拠点形成調査検討に関する予算が計上されました。債務負担行為にも同趣旨の予算が組まれています。東大和市の名を冠する駅周辺のにぎわい創出の声をこれまでも多くの市民から頂戴してまいりました。御答弁では、都市機能の高度な集積や各交通機関の連携・充実を図り、拠点性を高めていくとのことでした。今回の調査を皮切りとして新しい50年にふさわしい魅力的なまちづくりを進めていただきたくお願いいたします。

都市計画道路3・4・17号線整備事業費で3,498万8,000円の予算が計上されました。電線共同溝設置に伴う支障施設の工事費増加の妥当性を判断し増額がなされたこと、また今後の事業進捗については下水道管移設等を予定されています。市南部を東西に貫き、多くの市民が行き交う重要な都市計画道路の整備となりますことから、今後も地域住民の理解と協力を得ながら着実な事業推進を心がけていただきますようお願いいたします。

そのほかにも、給与改定に伴う各人件費の補正、各電算システムの保守、感染症対策などの予算が盛り込まれ、幅広い分野に目配せした予算組みとなっております。この補正予算の執行が順調に進み、残り4か月ほどの令和5年度における市の施策が滞りなく進むことを期待し、賛成討論といたします。

〔18番 佐竹康彦君 降壇〕

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 日本共産党市議団を代表し、第67号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第5号）に対する賛成討論を行います。

本補正予算に計上された会計年度任用職員の報酬の増額は、最低賃金の引上げに伴う最低限のものであり、不十分であると考えます。「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること」とする総務省通知に沿って、会計年度任用職員の適切な賃金アップを求めます。

この間続いているナラ枯れ被害に対応する予算も計上されました。ナラ枯れや古木の伐採は必要なことだと考えますが、市民からは多くの木が切られていることに度々不安の声が上がっています。地球温暖化対策のためにも、木を伐採した後の市内の緑化について速やかに方針・計画を市民に示し、具体的に進めることを求めます。

高校生等応援給付金事業について、趣旨には賛同するものですが、様々な事情によってスマートフォンを持ってない子供たちが取り残されることがないように強く求めます。

小・中学校の空調機洗浄委託について、9月の決算特別委員会で、学校ごとに市内小・中学校のエアコン未設置の部屋とその利用方法、老朽化や故障により更新が必要な部屋とその利用方法の資料を要求し、老朽化・故障の対策を求めてきました。引き続き適切な管理に努めることを求めます。

医療機関物価高騰対応助成金を歓迎します。日本共産党市議団は、コロナ禍で発熱外来を開設した診療所等

への助成を求めてきました。また、コロナウイルスが5類に引き下げられて以降、助成が減らされる中で、医療機関への支援の拡充を求めてきました。申請漏れがないよう周知の徹底を求めます。

生活保護受給者が増加していることが明らかになりました。長期にわたるコロナ危機、ウクライナ危機、異常な低金利政策を大きな要因とする円安と物価高騰によって市民の暮らしが一層厳しくなっていることの流れであると考えます。年末年始の相談体制も含め、困窮している市民に寄り添った対応を求めます。

市民の負担軽減策として、周辺4市に比べても極端に高い国民健康保険税、下水道使用料、家庭ごみ袋代を引き下げることが強く求め、賛成討論といたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第67号議案 令和5年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時55分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 第68号議案 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（東口正美君） 日程第19 第68号議案 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第68号議案 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費等につきまして、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ532万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億7,102万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第6款の繰入金は532万9,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は532万9,000円の増額で、一般職給料等の増額及び令和6年1月1日から被保険者の産前産後期間における国民健康保険税の免除措置を実施するための電算システム修正委託料を増額することに伴います総務管理費の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第68号議案 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第69号議案 令和5年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（東口正美君） 日程第20 第69号議案 令和5年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第69号議案 令和5年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費や保険給付実績による予算の組替え等につきまして歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,077万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億6,086万6,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第9款の繰入金金は1,077万4,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金及び介護給付費等準備基金とりくずしの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は927万7,000円の増額で、職員手当等の増額に伴います総務管理費の増額であります。

第2款の保険給付費は各サービスの実績等による予算の組替えで、第1項介護サービス等諸費を15万4,000円減額し、その同額を第2項介護予防サービス等諸費に増額するものであります。

第5款の保健福祉事業費は149万7,000円の増額で、利用者数の増等に伴うおむつ貸与・支給事業委託料の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第69号議案 令和5年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第70号議案 令和5年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（東口正美君） 日程第21 第70号議案 令和5年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第70号議案 令和5年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動に伴います職員人件費や人間ドック等受診料助成費及び葬祭費につきまして歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,076万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,316万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金金は431万8,000円の増額で、一般会計からのその他の繰入金金の増額であります。

第4款の諸収入は645万円の増額で、葬祭費受託事業収入の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は349万円の増額で、職員手当等の増額に伴います総務管理費の増額であります。

第3款の保健事業費は82万8,000円の増額で、人間ドック等受診料助成費の補正に伴います保健事業費の増額であります。

第4款の保険給付費は645万円の増額で、支給件数の増加に伴います葬祭費の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第70号議案 令和5年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第71号議案 令和5年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（東口正美君） 日程第22 第71号議案 令和5年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 松本幹男君 登壇〕

○副市長（松本幹男君） ただいま議題となりました第71号議案 令和5年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費や、令和4年度決算に基づく利益剰余金の処分に伴います一般会計への繰出金の計上等につきまして収入支出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、総則で、令和5年度東大和市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、令和5年度東大和市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。第1款下水道事業収益、第2項営業外収益は405万1,000円の増額で、消費税及び地方消費税還付金等の受入れに伴う雑収益の増額であります。

支出であります。第1款下水道事業費用は42万4,000円の増額であります。

第1項営業費用は8万9,000円の増額で、人事異動等に伴う手当等の増額による総係費の増額であります。

第2項営業外費用は33万5,000円の増額で、企業債利息の増額に伴う支払利息及び企業債取扱諸費の増額であります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、予算第4条本文中「5億111万6,000円は」を「5億112万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億8,777万5,000円」に、「5億111万6,000円で」を「3億1,334万1,000円及び繰越利益剰余金処分額5,000円で」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。第1款資本的収入、第4項他会計補助金は678万円の増額で、他会計補助金の増額であります。

支出であります。第1款資本的支出は678万5,000円の増額であります。

第1項建設改良費は670万円の増額で、人事異動等に伴う給料等の増額による建設総務費の増額であります。

第3項企業債償還金は8万円の増額で、資本費平準化債償還金の増額であります。

第6項その他資本的支出は5,000円の増額で、令和4年度決算に基づく利益剰余金の処分に伴い一般会計へ繰り出す利益剰余金繰出金の計上であります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、予算第8条中「8,063万8,000円」を「8,733万8,000円」に改めるものであります。

第5条は、他会計からの補助金の補正で、予算第9条中「3億673万2,000円」を「3億1,351万2,000円」に改めるものであります。

以上であります。予算に関する説明書及び予算に関する説明資料につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 松本幹男君 降壇〕

○議長（東口正美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第71号議案 令和5年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 陳情の付託

○議長（東口正美君） 日程第23 陳情の付託を行います。

11月24日正午までに受理した陳情を御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び厚生文教委員会に審査を付託いたします。

○議長（東口正美君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時13分 散会